資料３－２

都道府県特認基準の追加・変更

目　　次

宮城県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ　1
茨城県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ　4
群馬県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ　9
千葉県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ17
長野県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ21
静岡県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ34
滋賀県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ46
京都府　‥‥‥‥‥‥　Ｐ52
兵庫県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ55
岡山県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ59
広島県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ62
佐賀県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ68
熊本県　‥‥‥‥‥‥　Ｐ71

平成２２年６月２８日

農林水産省

（参考様式第１号）

農 村 第 １ ７ ４ 号
平成２２年６月１０日

農林水産省農村振興局長　殿
（東北農政局長経由）

宮城県知事　村井　嘉浩

宮城県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

１　特認基準

これまで，８法地域外で地理的に接しない農地，農林統計上の中山間地域に該当していない地域を事業の対象とするため，国のガイドラインに加え県独自に一部の要件を緩和していたが，第３期対策では農林統計上の中山間地域の見直しに伴い，現在活動中の地域がすべて国のガイドラインの対象地域に含まれることから，宮城県の特認基準については国のガイドラインと同じとする。

宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）（案）

1 〔対象地域〕

（１）８法地域内

８法地域内には、特認地域を設けない

（２）８法地域外

＊ ８法地域外については，ａ，ｂ，ｃいずれかの要件を満たす農用地であること。

ａ　８法地域に地理的に接する農用地

ｂ　農林統計上の中山間地域（旧市町村）

ｃ　既成市街地等に該当せず，次のア～ウに該当する地域旧市町村

ア 農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上

イ ＤＩＤ地区からの距離が 30 分以上

ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が 3.5%以上でかつ，人口密度 150 人/km2 未満であること

2 〔農地の基準〕

＊次のいずれかの要件を満たす農用地であること

（１）傾斜農用地（田 1/100 以上，畑，草地及び採草放牧地８度以上）

（２）自然条件により小区画・不整形な水田

（３）草地比率が高い（70 ％以上）地域の草地

（４）高齢化率・耕作放棄率の高い農地

宮　城　県　「特　認　基　準」　新　旧　対　照　表

変　更　後　（新　対　策）	変　更　前　（旧　対　策）
宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準） 1〔対象地域〕 （1）８法地域内 ８法地域内には、特認地域を設けない （2）８法地域外 ８法地域外については，a，b，c いずれかの要件を満たす農用地であること。 a　８法地域に地理的に接する農用地 b　農林統計上の中山間地域（旧市町村） c　既成市街地等に該当せず，次のア～ウに該当する地域旧市町村 【削除】 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ ＤＩＤ地区からの距離が 30 分以上 ウ 人口の減少率（平成 12 年～ 17 年）が 3.5%以上でかつ，人口密度 150 人/km2 未満であること 【削除】 2〔農地の基準〕 ＊次のいずれかの要件を満たす農用地であること （1）傾斜農用地（田 1/100 以上，畑，草地及び採草放牧地８度以上） 【削除】 （2）自然条件により小区画・不整形な田 【削除】 （3）草地比率が高い（70％以上）地域の草地 （4）高齢化率・耕作放棄率の高い農地	宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準） 1〔対象地域〕 （1）８法地域内 ８法地域内には、特認地域を設けない （2）８法地域外 ８法地域外については，a，b，c いずれかの要件を満たす農用地であること。 a　８法地域に地理的に接する農用地 b　農林統計上の中山間地域（旧市町村） c　既成市街地等に該当せず，次の１）又は２）に該当する地域旧市町村 １）８法指定地域に接し，次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ 該当地域にＤＩＤ地区なし ウ 人口の減少率（平成７年～ 12 年）が 3.5%以上，人口密度 150 人/km2 未満，市町村財政力指数が 0.42 以下，又は耕作放棄率が８法指定地域同等以上（5.7%以上）何れかの地域 ２）８法指定地域に接せず，次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地が 75%以上 イ ＤＩＤからの距離が 30 分以上 ウ 人口の減少率（平成７年～ 12 年）が 3.5%以上，かつ人口密度 150 人/km2 未満 2〔農地の基準〕 ＊次のいずれかの要件を満たす農用地であること （1）通常基準によるもの ① 傾斜度が田 1/20 以上，畑・草地で 15 度以上 ② 自然条件により小区画・不整形な水田 （2）地域選択により指定される農用地 ① 傾斜度が田で 1/100 以上 1/20 未満，畑・草地で８度以上 15 度未満 a 急傾斜農用地と流域で連担している場合 ※「流域」とは「上流域及び下流域」のこと b 緩傾斜農用地という条件に農業生産条件の不利性が加わる場合 ・高齢化率　：30%以上 ・耕作放棄率　：田 5%以上，畑 10%以上 ② 農業従事者の高齢化率が高く，かつ耕作放棄率の高い農用地 ・高齢化率　：40%以上 ・耕作放棄率　：田 8%以上，畑 15%以上 【新設】 【新設】

（参考様式第１号）

関整第 677号
平 22.6.21 成
関東農政局

農 環 第 155 号
平成２２年６月１８日

農林水産省農村振興局長　殿
（地方農政局長経由）

茨城県知事　　橋 本 昌

茨城県における特認基準の変更について（提出）

このことについて，特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成１２年４月１日付け１２構改Ｂ第７４号構造改善局長通知）の第３の１２の（２）に基づき，下記関係書類を添えて提出する。

記

１．特認基準

１）特認の必要性

本県は，８法指定地域以外においても，高齢化の進行，耕作放棄地の増加，産業活動の停滞，財政基盤の脆弱性など地域振興を図る上で，大きな課題を抱えている県北西部地域において，８法同等の条件不利性が認められることから，県特認基準を設定する必要がある。

２）特認基準

（１）対象地域

県北西部地域（北茨城市，高萩市，日立市（旧十王町及び中里地区に限る。），常陸太田市，常陸大宮市，城里町，大子町，笠間市，岩瀬町）のうち，法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き，次のアからウまでの要件を満たす地域

ア　農林業従事者割合が１５％以上又は農林地率が７５％以上

イ　ＤＩＤを含まない地域

ウ　若年者比率が１７％未満

【特認地域】

次の市町のうちカッコ内の㊧町村とする。

北茨城市（㊧磯原町，㊧関南村）

常陸太田市（㊧瓜連村，㊧世矢村，㊧西小沢村，㊧幸久村，㊧佐竹村，㊧佐都村）

常陸大宮市（㊧大賀村，㊧世喜村，㊧上野村，㊧静村，㊧塩田村，㊧玉川村）

笠間市（㊧大池田村，㊧北山内村，㊧南山内村，㊧西山内村）

桜川市（㊧岩瀬町，㊧北那珂村，㊧東那珂村）

城里町（㊧石塚町，㊧小松村，㊧西郷村，㊧圷村，㊧岩船村，㊧沢山村）

（注）㊧は，昭和２５年２月１日当時の市町村

接受
22.6.21
関東農政局

（2）対象農用地

次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア　傾斜農用地（田 1/100 以上，畑，草地及び採草放牧地８度以上）

イ　自然条件により小区画・不整形な田

ウ　草地率が高い（70%以上）地域の草地

エ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

3）特認基準を設定する理由

（1）対象地域

ア　茨城県では，県北西部地域を対象に，従来から県単独事業により中山間地域対策として，農業振興や地域活性化を図るための事業を実施しており，現時点においてもその方針は変わりなく，事業の展開を図っているところである。

イ　また，県北西部地域の条件不利性が平成１７年検討当時と比べても，高齢化率，耕作放棄地率において拡大している。

（高齢化率）

	県北西部地域	茨城県	格差
平成１７年検討当時	３８．８％	３３．７％	５．１ポイント
平成２２年検討現在	４３．３％	３７．６％	５．７ポイント

平成 17 年度農林業センサスより　農業従事者ベース

（耕作放棄地率）

	県北西部地域	茨城県	格差
平成１７年検討当時	１４．５％	７．９％	６．６ポイント
平成２２年検討現在	１７．４％	９．４％	８．０ポイント

平成 17 年度農林業センサスより

耕作放棄地面積には土地持ち非農家を含まず。

ウ　今回，対象地域の要件において，「農林業従事者割合」を２０％から１５％に変更する理由については，県全体の農林業従事者割合が平成１７年検討当時と比べ大きく減少（13.5%→ 9.2%）したためで，また，「若年者率」を１９％から１７％に変更する理由についても，同様に，県全体の若年者率が平成１７年検討当時と比べ減少（20.1 %→ 17.4 %）したためである。

（2）対象農地

高齢化の進行により，耕作放棄地の発生を防止する必要があること。

土砂流出，洪水防止機能等の国土保全機能が高い農地であること。

2．自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

別紙のとおり

（新旧対照表）

第２期対策	第３期対策　（案）
１　特認基準 （１）対象地域 県北西部地域（北茨城市，高萩市，日立市（旧十王町及び中里地区），常陸太田市，常陸大宮市，城里町，大子町，笠間市，岩瀬町）のうち，法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き，下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が２０％以上又は農林地率が７５％以上 イ　ＤＩＤを含まない地域 ウ　若年者比率が 19 ％未満 【特認地域】 北茨城市（旧磯原町，旧関南村） 常陸太田市（旧機初村，旧世矢村，旧西小沢村，旧幸久村，旧佐竹村，旧佐都村） 常陸大宮市（旧大宮町（旧大宮町，旧大賀村，旧世喜村，旧上野村，旧静村，旧塩田村，旧玉川村）） 笠間市（旧大池田村，旧北山内村，旧南山内村，旧西山内村） 岩瀬町（旧岩瀬町，旧北那珂村，旧東那珂村） 城里町（旧常北町（旧石塚町，旧小松村，旧西郷村）） 〃　（旧桂村（旧圷村，旧岩船村，旧沢山村）） （注）旧は，昭和２５年２月１日現在の市町村 （２）対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア　傾斜農用地（田 1/100 以上，畑，草地及び採草放牧地８度以上） イ　自然条件により小区画・不整形な田 ウ　草地率が高い（70%以上）地域の草地 エ　高齢化率・耕作放棄地率の高い農地	１　特認基準 （１）対象地域 県北西部地域（北茨城市，高萩市，日立市（旧十王町及び中里地区），常陸太田市，常陸大宮市，城里町，大子町，笠間市，桜川市）のうち，法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き，次のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が１５％以上又は農林地率が７５％以上 イ　ＤＩＤを含まない地域 ウ　若年者比率が１７％未満 【特認地域】 次の市町のうちカッコ内の旧市町村とする。 北茨城市（旧磯原町，旧関南村） 常陸太田市（旧機初村，旧世矢村，旧西小沢村，旧幸久村，旧佐竹村，旧佐都村） 常陸大宮市（旧大賀村，旧世喜村，旧上野村，旧静村，旧塩田村，旧玉川村） 笠間市（旧大池田村，旧北山内村，旧南山内村，旧西山内村） 桜川市（旧岩瀬町，旧北那珂村，旧東那珂村） 城里町（旧石塚町，旧小松村，旧西郷村，旧圷村，旧岩船村，旧沢山村） （注）旧は，昭和２５年２月１日当時の市町村 （２）対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア　傾斜農用地（田 1/100 以上，畑，草地及び採草放牧地８度以上） イ　自然条件により小区画・不整形な田 ウ　草地率が高い（70%以上）地域の草地 エ　高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

データ整理表

	項目別						参考項目						
	農林業従事者割合 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	農林地率 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	若年者率 H17 (総人口ベース) (%)	同左前回値 H12 (総人口ベース) (%)	若年者率 H17 (農業従事者ベース, 販売農家) (%)	高齢者率 H17 (農業従事者ベース, 販売農家) (%)	同左前回値 H12 (総農家) (%)	耕作放棄率 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	1戸当たり生産農業所得 H18 (生産農業所得統計) (千円)	同左前回値 H15 (千円)
機初							8.2	41.2	36.7	12.3	9.7		
世矢							5.8	46.3	38.5	16.6	13.4		
西小沢							4.7	45.8	37.4	8.4	8.8		
幸久							4.2	46.4	41.9	6.3	6.0		
佐竹							6.8	43.4	40.6	6.9	6.6		
佐都							7.1	48.4	40.9	21.9	18.1		
旧常陸太田市(旧大田町を除く)	15.8	-	69.0	-	15.8	-	6.0	45.6	-	14.4	-	-	-
磯原							9.7	37.4	32.6	16.1	13.2		
関南							9.4	36.3	31.4	19.1	8.5		
北茨城市	8.1	12.1	75.7	77.0	15.4	17.2	10.1	36.9	33.0	14.2	11.3	514	647
大池田							9.6	35.7	32.4	16.4	15.8		
北山内							8.1	37.1	33.3	14.9	13.2		
南山内							7.9	36.0	32.6	12.5	9.4		
西山内							6.2	36.3	33.1	17.5	13.6		
笠間市(旧笠間市)	17.5	23.2	71.7	73.1	16.5	18.5	7.9	36.4	33.1	14.8	12.2	642	723
大宮(H20から都市的地域に分類)							6.1	53.1	48.4	17.4	12.4		
大賀							3.1	46.8	39.7	19.3	14.0		
世喜							6.6	44.3	40.3	16.9	12.4		
上野							6.2	43.7	38.0	11.9	7.9		
静							3.8	50.4	36.0	9.7	8.2		
塩田							5.1	49.3	44.8	24.5	23.6		
玉川							5.2	46.4	40.8	26.7	24.9		
旧大宮町	15.8	26.4	58.4	60.7	16.4	17.6	4.9	47.6	40.9	18.4	13.4		735
岩瀬							9.4	37.9	35.0	7.8	6.5		
北那珂							7.6	35.7	30.4	3.2	4.3		
東那珂							7.2	35.6	31.7	10.2	5.9		
桜川市(旧岩瀬町)	17.3	25.0	71.0	71.6	15.6	17.8	8.2	36.5	32.5	6.7	5.6	1160	1085
石塚							5.0	48.6	39.0	15.8	11.0		
小松							6.8	44.6	37.8	18.3	10.0		
西郷							7.0	43.2	39.7	24.8	22.3		
城里町(旧常北町)	15.7	25.2	70.4	72.1	15.6	16.8	6.4	45.0	39.0	19.9	15.0	657	972
坏							5.2	45.4	42.3	4.1	2.5		
岩船							5.9	45.2	40.1	15.0	13.6		
沢山							6.0	49.3	43.0	7.7	5.0		
城里町(桂村)	27.0	40.5	71.6	71.6	14.7	15.8	5.7	46.2	41.5	10.0	8.0	657	820
特認地域平均	14.6	21.5	70.6	76.0	15.8	17.2	6.6	42.8	36.8	14.3	11.1	519	754
法指定地域平均	17.4	29.6	82.6	80.6	14.3	15.6	6.0	45.3	41.0	18.2	19.2	642	531
県平均	9.2	13.5	59.9	61.0	17.4	20.1	6.7	37.6	33.7	9.4	7.9	1540	1626

知事特認基準(現行)	20%以上	または	75%以上	かつ	19%未満	かつDIDでない
↓(変更)	↓		↓		↓	
知事特認基準(第三期対策案)	15%以上	または	〃	かつ	17%未満	かつDIDでない

「中山間地域等直接支払事業の対象地域」
（茨城県）

1. 地域振興立法指定地域（市町村全部又は一部）
　（振興山村，過疎地域，特定農山村法）
2. 知事特認地域
　（１）山村振興対策の対象地域である県北西部地域

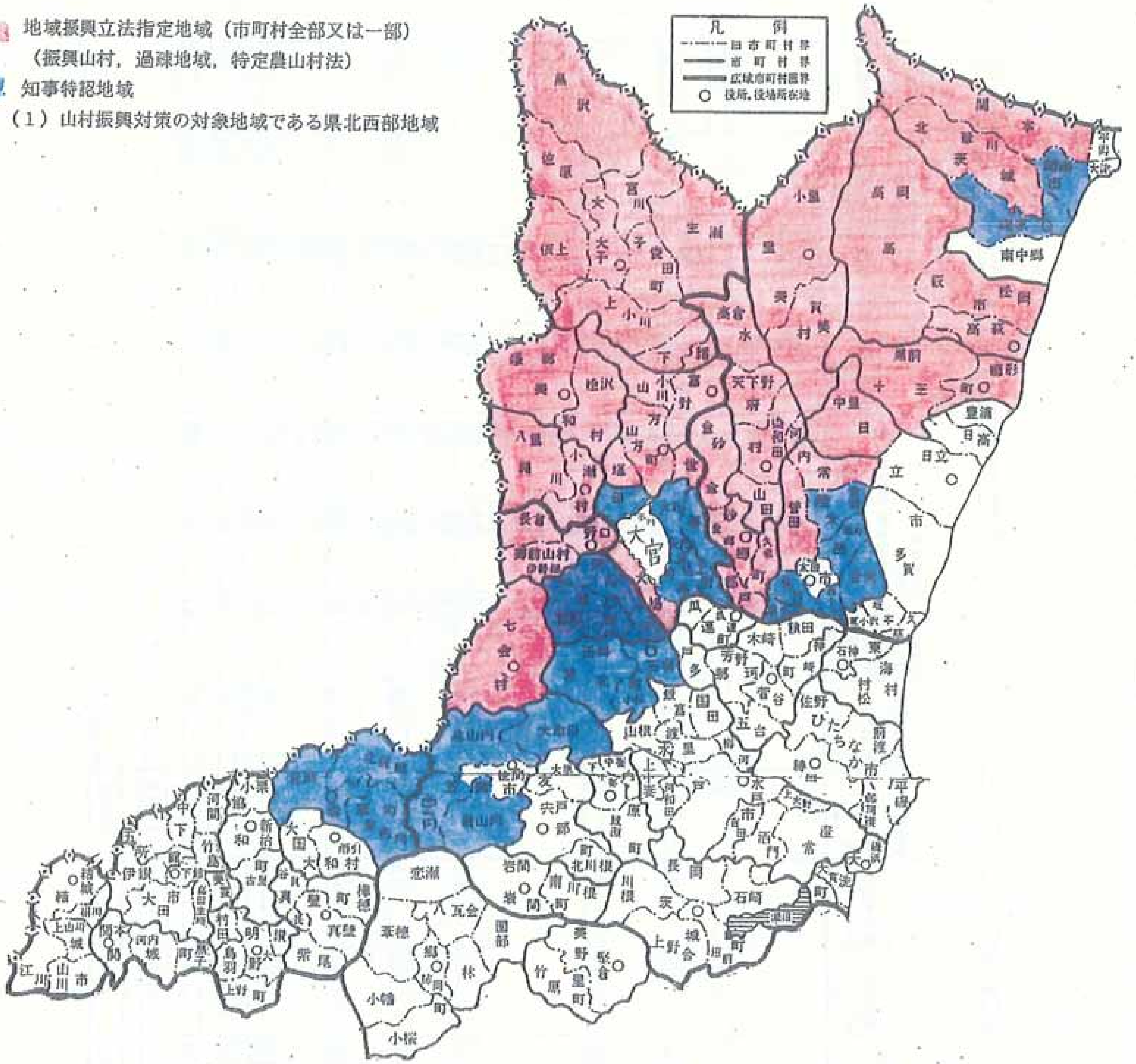

（参考様式第１号）

22関整第 677 号
22.6.-9 成
関東農政局

農整第 30191-２号
平成 22 年５月 31 日

農林水産省農村振興局長　殿
（関東農政局長経由）

群馬県知事　大澤　正明

群馬県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領運用（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 74 号構造改善局長通知）の第３の 12 の(2)に基き、下記関係書類を添えて提出する。

記

１　特認基準　　別紙１のとおり

２　農業生産条件の不利性を示すデータ　　別紙２，３のとおり

３　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ　　別紙２，３のとおり

22 6.

別紙１

群馬県中山間地域等直接支払制度特認基準（案）

第１　目的

中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成１２年４月１日付け１２構改Ｂ第３８号農林水産事務次官依命通知、平成２２年４月１日付け２２農振第２１４６号農林水産事務次官依命通知以下「交付金要領」という。）に基づいて実施するものである。

群馬県中山間地域の実態に応じて、真に支援が必要な農用地全体に交付金を交付して中山間地域全体の振興を図るために、交付金要領第４の１（９）に規定する「特認地域」の対象とする地域及び農用地の指定に係る基準（以下「県特認基準」という。）を設定する。

第２　対象地域

平成２２年４月１日現在において交付金要領第４の１（１）、同（２）及び同（３）に該当する地域（以下、「３法地域」という。））以外にあっては、次のいずれかに該当する地域とする。なお、ＤＩＤ（人口集中地区）は除く。

１　農林統計上の中山間地域。地域区分は旧市町村単位とする。

２　農林統計上の中山間地域でない地域にあっては、次に掲げる（Ａ）又は（Ｂ）の地域。地域区分は旧市町村単位又は農業集落単位とする。

（Ａ）３法地域に地理的に接する農用地がある地域にあっては、次の（Ｃ）に示す要件の内、１以上の要件を満たす地域。但し、農業地域類型区分が「都市的地域」を除く。

（Ｂ）（Ａ）以外の地域で、平成１２年度から平成２１年度において中山間地域等直接支払協定を締結している農用地がある地域は、次の（Ｃ）に示す要件の内、２以上の要件を満たす地域とする。

（Ｃ）（Ａ）又は（Ｂ）の地域における農業生産条件の不利性を示す要件は、以下のとおりとする。

ア　農業従事者割合が県平均（６．０％）以上

イ　農業従事者高齢化率が県平均（４２．５％）以上

ウ　耕作放棄地率が県平均（２０．９％）以上

第３　対象農用地

第２の地域内における交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、対象地域内に存する農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に定める農用地区域をいう。）内に存する一団の農用地（１ｈａ以上の面積を有するものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの基準を満たす農用地とする。

１　急傾斜農用地

２　自然条件により小区画・不整形な田

第４　各要件の算出方法及び用語の定義

１　第２の１の「農林統計上の中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分」の改訂について(平成２０年６月１６日付け２０統計第１８８号大臣官房統計部長)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。

２　第２の１及び第２の２の「旧市町村」とは、平成１７年２月１日現在の市町村の区域内に含まれる昭和２５年２月１日現在での市町村をいう。

３　第２の２の「農業集落」とは、２００５年世界農林業センサスの地域区分とする。

４　第２の２（Ａ）の「３法地域に地理的に接する農用地」は、３法地域の境界に接する１団の農用地のことをいう。なお、道路、水路、河川等線的な施設等を介して３法地域に接する場合も含む。

５　第２の２（Ｃ）アの「農業従事者割合」は次式により算出する。

（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る農業従事者数）÷
（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る１５歳以上の人口）×１００％

農業従事者数：「２００５年世界農林業センサス」のデータとする。

１５歳以上の人口：「平成１７年国勢調査」のデータとする。

６　第２の２（Ｃ）イの「農業従事者高齢化率」は次式により算出する。

（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る６５歳以上の農業従事者数）÷
（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る農業従事者数）×１００％

農業従事者数：「２００５年世界農林業センサス」のデータとする。

７　第２の２（Ｃ）ウの「耕作放棄地率」は次式により算出する。

（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る耕作放棄地面積）÷
（当該旧市町村（農業集落）の区域に係る経営耕地面積＋
当該旧市町村（農業集落）の区域に係る耕作放棄地面積）×１００％

耕作放棄地面積及び経営耕地面積：「２００５年世界農林業センサス」のデータとする。

８　第３の１の「急傾斜農用地」とは、交付金要領第４の２（１）に規定する農用地をいう。

９　第３の２の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、交付金要領第４の２（２）に規定する農用地をいう。

附則

１　この基準は、平成２２年○月○日から施行する。

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、３法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙２

H22.4現在

10 群馬県　　↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して				
							A地域		B地域	検討対象AかBに該当あり	基準「2」による対象
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		①旧市町村単位で平地農業	①の内、３法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払１.２期対策実施協定がある地域		
201-00	前橋市										
201-01	前橋市	1					－	－	－		
201-02	上川渕村	1					－	－	－		
201-03	下川渕村	2					平地				
201-04	南橘村	1					－	－	－		
201-05	芳賀村	2					平地				
201-06	桂萱村	1					－	－	－		
201-07	東村	1					－	－	－		
201-08	元総社村	1					－	－	－		
201-09	総社町	1					－	－	－		
201-10	清里村	2					平地				
201-11	新高尾村2－2	1					－	－	－		
201-12	木瀬村	1					－	－	－		
201-13	上陽村2－2	1					－	－	－		
201-14	荒砥村	2					平地				
201-15	大胡町	2					平地				
201-16	宮城村	3				○	－	－	－		
201-17	粕川村	2					平地				
202-00	高崎市										
202-01	高崎市	1					－	－	－		
202-02	六郷村	1					－	－	－		
202-03	新高尾村2－1	1					－	－	－		
202-04	中川村	1					－	－	－		
202-05	八幡村(碓氷郡)	1					－	－	－		
202-06	豊岡村	1					－	－	－		
202-07	長野村	1					－	－	－		
202-08	大類村	1					－	－	－		
202-09	八幡村(多野郡)	1					－	－	－		
202-10	岩鼻村	1					－	－	－		
202-11	倉賀野町	1					－	－	－		
202-12	京ケ島村	1					－	－	－		
202-13	滝川村2－1	1					－	－	－		
203-00	桐生市										
203-01	桐生市	1					－	－	－		
203-02	梅田村	4		●		○	－	－	－		
203-03	川内村2－1	3				○	－	－	－		
203-04	相生村	1					－	－	－		
203-05	菱村	4				○	－	－	－		
203-06	飛駒村2－2	4		●		○	－	－	－		
204-00	伊勢崎市										
204-01	伊勢崎市	1					－	－	－		
204-02	三郷村	1					－	－	－		
204-03	宮郷村	1					－	－	－		
204-04	名和村	1					－	－	－		
204-05	豊受村	1					－	－	－		
204-06	赤堀町	2					平地				
204-07	東村	2					平地				
204-08	境町	1					－	－	－		
204-09	采女村	2					平地				
204-10	剛志村	2					平地				
204-11	島村	2					平地				
204-12	世良田村2－1	1					－	－	－		
205-00	太田市										
205-01	太田市	1					－	－	－		
205-02	強戸村	2					平地				
205-03	休泊村	1					－	－	－		
205-04	矢場川村2－1	1					－	－	－		
205-05	宝泉村	1					－	－	－		
205-06	毛里田村	1					－	－	－		
206-00	沼田市										
206-01	沼田町	1					－	－	－		
206-02	利南村	1					－	－	－		
206-03	池田村	3		●	●	○	－	－	－		
206-04	薄根村	2					平地	古馬牧村、池田村	Ⅰ，Ⅱ(宇楚井ほか)	A,B	○
206-05	川田村	3				○	－	－	－		
207-00	館林市										
207-01	館林町	1					－	－	－		
207-02	郷谷村	1					－	－	－		

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、３法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙２

H22.4現在

10 群馬県　　↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して				
							A地域		B地域	検討対象AかBに該当あり	基準「2」による対象
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		①旧市町村単位で平地農業	①の内、３法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払１.2期対策実施協定がある地域		
207-03	大島村	2					平地				
207-04	赤羽村	2					平地				
207-05	六郷村	1					－	－	－		
207-06	三野谷村	2					平地				
207-07	多々良村	1					－	－	－		
207-08	渡瀬村	1					－	－	－		
208-00	渋川市										
208-01	渋川町	1					－	－	－		
208-02	金島村	1					－	－	－		
208-03	古巻村	1					－	－	－		
208-04	豊秋村	1					－	－	－		
209-00	藤岡市										
209-01	藤岡町	1					－	－	－		
209-02	神流村	1					－	－	－		
209-03	小野村	1					－	－	－		
209-04	美土里村	1					－	－	－		
209-05	美九里村	2					平地				
209-06	平井村	2					平地	日野村		A	○
209-07	日野村	4		●	●	○	－	－			
210-00	富岡市										
210-01	富岡町	1					－	－			
210-02	黒岩村	2					平地		Ⅱ(上黒岩打越ほか)	B	○
210-03	一ノ宮町	1					－	－	－		
210-04	高瀬村	1					－	－	－		
210-05	額部村	3				○	－	－	－		
210-06	小野村	2					平地		Ⅰ，Ⅱ(蕨一之坂ほか)	B	○
210-07	吉田村	2					平地				
210-08	福島町２－２	1					－	－	－		
210-09	丹生村	3			●	○	－	－	－		
211-00	安中市										
211-01	安中町	1					－	－	－		
211-02	原市町	1					－	－	－		
211-03	磯部町	2					平地	西横野村		A	○
211-04	東横野村	2					平地	高田村、西横野村		A	○
211-05	岩野谷村	2					平地				
211-06	板鼻町	1					－	－	－		
211-07	秋間村	3				○	－	－	－		
211-08	後閑村	3			●	○	－	－	－		
301-00	北橘村	2					平地				
302-00	赤城村										
302-01	敷島村	3				○	－	－	－		
302-02	横野村	2					平地				
303-00	富士見村	3				○	－	－	－		
307-00	新里村	2					平地				
308-00	黒保根村	4	●	●	●	○	－	－	－		
309-00	東村	4	●		●	○	－	－	－		
321-00	榛名町										
321-01	室田町	3				○	－	－	－		
321-02	里見村	3				○	－	－	－		
321-03	久留馬村	2					平地		Ⅰ，Ⅱ(高浜向原ほか)	B	○
322-00	倉渕村										
322-01	倉田村	3	●		●	○	－	－	－		
322-02	烏渕村	4	●	●	●	○	－	－	－		
323-00	箕郷町										
323-01	箕輪町	1					－	－	Ⅰ，Ⅱ(松之沢ほか)	B	○
323-02	車郷村	3				○	－	－	－		
323-03	相馬村２－２	2					平地		Ⅰ，Ⅱ(柏木沢)	B	○
323-04	上郊村２－２	1					－	－	－		
324-00	群馬町										
324-01	金古町	1					－	－	－		
324-02	国府村	2					平地				
324-03	堤ケ岡村	1					－	－	－		
324-04	上郊村２－１	2					平地				
341-00	子持村										
341-01	長尾村	2					平地	小野上村	Ⅰ，Ⅱ(仲子沢)	A,B	○
341-02	白郷井村	3				○	－	－	－		
342-00	小野上村	3		●	●	○	－	－	－		
343-00	伊香保町	3			●	○	－	－	－		

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、３法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙２

H22.4現在

10　群馬県　　↓農業地域類型(1次分類)1:都市的　2:平地　3:中間　4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して			検討対象AかBに該当あり	基準「2」による対象
							A地域		B地域		
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		①旧市町村単位で平地農業	①の内、３法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払１.２期対策実施協定がある地域		
344-00	榛東村										
344-01	桃井村	2					平地				
344-02	相馬村2－1	3				○	－	－	－		
345-00	吉岡町										
345-01	明治村	1					－	－	－		
345-02	駒寄村	1					－	－	－		
361-00	新町	1					－	－	－		
362-00	鬼石町										
362-01	鬼石町	1	●		●		－	－	－		
362-02	三波川村	4	●	●	●	○	－	－	－		
362-03	美原村	3	●		●	○	－	－	－		
363-00	吉井町										
363-01	吉井町	1					－	－	－		
363-02	多胡村	3				○	－	－	－		
363-03	入野村	2					平地				
363-04	岩平村	3			●	○	－	－	－		
366-00	上野村	4	●	●	●	○	－	－	－		
367-00	神流町		－	－	－						
367-01	万場町	4	●	●	●	○	－	－	－		
367-02	中里村	4	●	●	●	○	－	－	－		
381-00	妙義町		－	－	－						
381-01	高田村	2			●		－	－	－		
381-02	妙義町	3			●	○	－	－	－		
382-00	下仁田町										
382-01	下仁田町	4	●		●	○	－	－	－		
382-02	馬山村	3	●		●	○	－	－	－		
382-03	小坂村	4	●	●	●	○	－	－	－		
382-04	西牧村	4	●	●	●	○	－	－	－		
382-05	青倉村	4	●		●	○	－	－	－		
383-00	南牧村										
383-01	月形村	4	●	●	●	○	－	－	－		
383-02	尾沢村	4	●	●	●	○	－	－	－		
383-03	磐戸村	4	●		●	○	－	－	－		
384-00	甘楽町										
384-01	小幡町	2					平地		Ⅰ(永州)	B	○
384-02	秋畑村	3				○	－	－	－		
384-03	新屋村	2					平地		Ⅰ，Ⅱ(田口)	B	○
384-04	福島町2－1	1					－	－	－		
401-00	松井田町										
401-01	松井田町	1			●		－	－	－		
401-02	臼井町	4			●	○	－	－	－		
401-03	坂本町	4		●	●	○	－	－	－		
401-04	西横野村	2			●		－	－	－		
401-05	九十九村	2			●		－	－	－		
401-06	細野村	3		●	●	○	－	－	－		
421-00	中之条町										
421-01	中之条町	1			●		－	－	－		
421-02	沢田村	4		●	●	○	－	－	－		
421-03	伊参村	3			●	○	－	－	－		
421-04	名久田村	3			●	○	－	－	－		
422-00	東村	3	●	●		○	－	－	－		
423-00	吾妻町										
423-01	原町	3	●		●	○	－	－	－		
423-02	太田村	3	●		●	○	－	－	－		
423-03	岩島村	3	●	●	●	○	－	－	－		
423-04	坂上村	3	●	●	●	○	－	－	－		
424-00	長野原町	3		●	●	○	－	－	－		
425-00	嬬恋村	3	●	●		○	－	－	－		
426-00	草津町	3				○	－	－	－		
427-00	六合村	4	●	●	●	○	－	－	－		
428-00	高山村	3		●	●	○	－	－	－		
441-00	白沢村	3				○	－	－	－		
442-00	利根村										
442-01	東村	4	●	●	●	○	－	－	－		
442-02	赤城根村	4	●	●	●	○	－	－	－		
443-00	片品村	4	●	●	●	○	－	－	－		
444-00	川場村	4		●	●	○	－	－	－		
445-00	月夜野町										

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、３法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙２

H22.4現在

10 群馬県　　↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して				
							A地域		B地域	検討対象AかBに該当あり	基準「2」による対象
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		①旧市町村単位で平地農業	①の内、３法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払１.2期対策実施協定がある地域		
445-01	古馬牧村	3	●		●	○	－	－	－		
445-02	桃野村	3	●		●	○	－	－	－		
446-00	水上町	4	●	●	●	○	－	－	－		
447-00	新治村	3	●	●	●	○	－	－	－		
448-00	昭和村										
448-01	久呂保村	2					平地				
448-02	糸之瀬村	2					平地	赤城根村		A	○
464-00	玉村町										
464-01	玉村町	1					－	－	－		
464-02	芝根村	1					－	－	－		
464-03	上陽村2－1	2					平地				
464-04	滝川村2－2	1					－	－	－		
481-00	尾島町										
481-01	尾島町	2					平地				
481-02	世良田村2－2	2					平地				
482-00	新田町										
482-01	木崎町	2					平地				
482-02	生品村	2					平地				
482-03	綿打村	2					平地				
483-00	薮塚本町	2					平地				
484-00	笠懸町	2					平地				
501-00	大間々町										
501-01	大間々町	1					－	－	－		
501-02	福岡村	4		●		○	－	－	－		
501-03	川内村2－2	3				○	－	－	－		
501-04	黒保根村2－2	3				○	－	－	－		
521-00	板倉町										
521-01	伊奈良村	2					平地				
521-02	西谷田村	2					平地				
521-03	海老瀬村	2					平地				
521-04	大箇野村	2					平地				
522-00	明和町										
522-01	梅島村	2					平地				
522-02	千江田村	2					平地				
522-03	佐貫村	2					平地				
523-00	千代田町										
523-01	富永村	2					平地				
523-02	永楽村	2					平地				
524-00	大泉町										
524-01	小泉町	1					－	－	－		
524-02	大川村	1					－	－	－		
525-00	邑楽町										
525-01	中野村	1					－	－	－		
525-02	高島村	2					平地				
525-03	長柄村	2					平地				

●:3法該当済み
○:特認対象地域

群馬県中山間地域等直接支払特認基準による対象地域【Ⅲ期対策】における基準該当性検討一覧表（条件不利性を示すデータ）

H22.4　別紙３

市町村及び旧市町村		農業地域類型	基準（１）の該当性	基準（２）の該当性														特認地域判定	市町村及び旧市町村
				検討地域				要件　ア			要件　イ			要件　ウ			判定			
2005年世界農林業センサスにおける区分 市町村：H17.2.1現在 旧市町村：S25.2.1現在		(1次分類) 1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間	農業地域類型が旧市町村単位で中山間農業地域 ※ 3或いは4の場合○	A ①の内、②に該当すること		B	(2)検討地域分け	農業従事者割合 %			農業従事者高齢化率 %			耕作放棄地率 %			要件該当数	A:1つ以上 B:2つ以上	該当する基準「1」或いは、「2」	
コード	名称			①旧市町村単位で平地農業地域	②①の内、３法指定地域に地理的に接する農用地がある ※接する地域名	直払Ⅰ.Ⅱ期対策実施協定がある地域 ※対策期(協定名)	AかBに該当あり	農業従事者数 a	15歳以上人口 b	指標値 c=a/b	農業従事者高齢者数 d	農業従事者数 a	指標値 e=d/a	耕作放棄地 f	耕地面積 g	指標値 h=f/g				
								(県計及び平均値)			(県計及び平均値)			(県計及び平均値)						
								103,496	1,731,168	6.0%以上	43,964	103,496	42.5%以上	13,779	66,042	20.9%以上				
201-00	前橋市																			前橋市
201-16	宮城村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	宮城村
203-00	桐生市																			桐生市
203-03	川内村２－１	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	川内村２－１
203-05	菱村	4	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	菱村
206-00	沼田市																			沼田市
206-04	薄根村	2		平地	古馬牧村、池田村	Ⅰ，Ⅱ(宇楚井ほか)	A	644	5,651	11.3	255	644	39.5	75	320	23.4	2	○	2	薄根村
206-05	川田村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	川田村
209-00	藤岡市																			藤岡市
209-06	平井村	2		平地	日野村		A	754	3,980	18.9	300	754	39.7	62	423	14.6	1	○	2	平井村
210-00	富岡市																			富岡市
210-02	黒岩村	2		平地		Ⅱ(上黒岩打越ほか)	B	223	2,938	7.5	101	223	45.2	99	187	52.9	3	○	2	黒岩村
210-05	額部村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			－	－	－	1	額部村
210-06	小野村	2		平地		Ⅰ，Ⅱ(藤一之坂ほか)	B	506	3,371	15.0	230	506	45.4	149	327	45.5	3	○	2	小野村
211-00	安中市																			安中市
211-03	磯部町	2		平地	西横野村		A	354	5,200	6.8	183	354	51.6	41	216	18.9	3	○	2	磯部町
211-04	東横野村	2		平地	高田村、西横野村		A	429	3,544	12.1	194	429	45.2	131	431	30.3	3	○	2	東横野村
211-07	秋間村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	秋間村
302-00	赤城村																			赤城村
302-01	敷島村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	敷島村
303-00	富士見村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	富士見村
321-00	榛名町																			榛名町
321-01	室田町	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	室田町
321-02	里見村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	里見村
321-03	久留馬村	2		平地		Ⅰ，Ⅱ(高浜向原ほか)	B	741	5,910	12.5	315	741	42.5	181	479	37.7	3	○	2	久留馬村
323-00	箕郷町																			箕郷町
323-01	箕輪町	1		－	－	Ⅰ，Ⅱ(松之沢ほか)	B	579	9,424	6.1	214	579	36.9	77	290	26.5	2	○	2	箕輪町
323-02	車郷村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			－	－	－	1	車郷村
323-03	相馬村２－２	2		平地		Ⅰ，Ⅱ(柏木沢)	B	187	1,653	11.3	76	187	40.6	43	119	36.1	2	○	2	相馬村２－２
341-00	子持村																			子持村
341-01	長尾村	2		平地	小野上村	Ⅰ，Ⅱ（仲子沢）	A	449	5,158	8.7	204	449	45.4	43	284	15.1	2	○	2	長尾村
341-02	白郷井村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	白郷井村
344-00	榛東村																			榛東村
344-02	相馬村２－１	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	相馬村２－１
363-00	吉井町																			吉井町
363-02	多胡村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	多胡村
384-00	甘楽町																			甘楽町
384-01	小幡町	2		平地		Ⅰ(永州)	B	488	3,754	12.9	204	488	41.8	143	345	41.4	2	○	2	小幡町
384-02	秋畑村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	秋畑村
384-03	新屋村	2		平地		Ⅰ，Ⅱ(田口)	B	490	4,319	11.3	202	490	41.2	123	314	39.1	2	○	2	新屋村
426-00	草津町	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	草津町
441-00	白沢村	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	白沢村
448-00	昭和村																			昭和村
448-02	糸之瀬村	2		平地	赤城根村		A	1,165	3,344	34.8	313	1,165	26.8	21	1,277	1.6	1	○	2	糸之瀬村
501-00	大間々町																			大間々町
501-03	川内村２－２	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	川内村２－２
501-04	黒保根村２－２	3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	黒保根村２－２

22関整第 677号
平 22 6.-4 成
関東農政局

農 振 第２９８号
平成２２年６月１日

農林水産省農村振興局長　様
（地方農政局長経由）

千葉県知事　鈴木栄治

千葉県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

１．特認基準　　別添のとおり

22 6 -4

千葉県中山間地域等直接支払制度特認基準(案)

第1 趣旨

中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法で指定された地域（以下「８法地域」という。）において、傾斜等の基準を満たす農用地を対象としているが、それ以外にも地域の実態に応じ知事が対象地域、対象農地を指定することができる。（「中山間地域等直接支払交付金実施要領」（平成２２年４月１日付け２１農振第２１４６号　以下「実施要領」という。）第４による。）

特認基準の指定に際しては、農林水産省がガイドラインを定めており（「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」（平成２２年４月１日付け２１農振第２１４７号）別記４）、これを参考に千葉県特認基準を定め、８法地域とあわせて運用することにより、中山間地域の一体的な振興を図るものである。

第2 特認基準

次の地いずれかの地域の中で、実施要領第４の２の要件を満たす農用地であること。

ア）８法地域に地理的に接する農用地（旧市町村）

イ）農林統計上の中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の改定について」（平成２０年６月１６日付け２０統計第１８８号）の３の（２）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）

第3 特認基準指定地域

農林統計上の中山間地域

市町村名	特認基準指定地域
銚子市	船木村、豊岡村 2-1
木更津市	木更津市、金田村、鎌足村、馬来田村、富岡村 2-2
茂原市	茂原町、鶴枝村、豊栄村 2-2、五郷村
成田市	遠山村
東金市	丘山村、豊成村
旭市	飯岡町
市原市	湿津村、市東村 2-1、養老村、牛久町、内田村、平三村、高滝村、富山村、里見村、白鳥村
君津市	小櫃村、貞元村
袖ヶ浦市	富岡村 2-1
山武市	鳴浜村 2-2
山武郡九十九里町	片貝町
長生郡一宮町	東浪見村、一宮町
長生郡睦沢町	瑞沢村、土睦村、東村 2-2
長生郡長柄町	長柄村、日吉村、水上村 2-1

附則　　この基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附則　　この基準は、平成１７年６月１３日から施行する。

附則　　この基準は、平成　　年　月　日から施行する。

千葉県中山間地域等直接支払制度特認基準新旧対照表

改　正　後	現　行
第1　趣旨 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法で指定された地域（以下「８法地域」という。）において、傾斜等の基準を満たす農地を対象としているが、それ以外にも地域の実態に応じ知事が対象地域、対象農地を指定することができる。（「中山間地域等直接支払交付金実施要領」（平成２２年４月１日付け　２１農振第２１４６号　以下「実施要領」という。）第４による。） 特認基準の指定に際しては、農林水産省がガイドラインを定めており（「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」（平成２２年４月１日付け　２１農振２１４７号）別記４）、これを参考に千葉県特認基準を定め、８法地域とあわせて運用することにより、中山間地域の一体的な振興を図るものである。	第1　趣旨 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法で指定された地域において、傾斜等の基準を満たす農地を対象としている（以下「通常基準」という。）が、それ以外にも地域の実態に応じ知事が対象地域、対象農地を指定する（以下「特認基準」という。）ことができる。（「中山間地域等直接支払交付金実施要領」（平成１７年４月１日付け　１６農振第２１４９号　以下「実施要領」という。）第４による。） 特認基準の指定に際しては、農林水産省がガイドラインを定めており（「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」（平成１７年４月１日付け　１６農振２１５０号）別記４）、これを参考に千葉県特認基準を定め、通常基準とあわせて運用することにより、中山間地域の一体的な振興を図るものである。
第2　特認基準 次のいずれかの地域の中で、実施要領第４の２の要件を満たす農用地であること。 ア）８法地域に地理的に接する農用地（旧市町村） イ）農林統計上の中山間地域（「農林統計に用いる地域区分」の改定について（平成２０年６月１６日付け２０統計第１８８号）の３の（２）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）	第2　特認基準 次の地域内に存在し、実施要領第４の２の要件を満たす農用地であること。 農林統計上の中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の改定について」（平成１３年１１月３０日付け１３統計第９５６号の３の（２）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。以下「中山間地域」という。）のうち、以下のいずれかに該当する地域で、第３に記載した地域とする。 ア）通常基準地域と隣接する中山間地域. イ）上記アと隣接する地域

改　正　後

千葉県特認基準指定地域

市町村名	特認基準指定地域
銚子市	船木村、豊岡村2-1
木更津市	木更津市、金田村、鎌足村、馬来田村、富岡村2-2
茂原市	茂原町、鶴枝村、豊栄村2-2、五郷村
成田市	遠山村
東金市	丘山村、豊成村
旭市	飯岡町
市原市	湿津村、市東村 2-1、養老村、牛久町、内田村、平三村、高滝村、富山村、里見村、白鳥村
君津市	小櫃村、貞元村
袖ヶ浦市	富岡村2-1
山武市	鳴浜村2-2
山武郡九十九里町	片貝町
長生郡一宮町	東浪見村、一宮町
長生郡睦沢町	瑞沢村、土睦村、東村2-2
長生郡長柄町	長柄村、日吉村、水上村2-1

附則　この基準は、平成１６年４月　１日から施行する。
附則　この基準は、平成１７年６月１３日から施行する。
附則　この基準は、平成　　年　月　　日から施行する。

現　行

第３　特認基準指定地域
農林統計上の中山間地域

市町村名	特認基準指定地域
木更津市	鎌足村、馬来田村
市原市	平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村
君津市	小櫃村
袖ヶ浦市	富岡村
長生郡睦沢町	瑞沢村
長生郡長南町	水上村、長南町、西村

附則　この基準は、平成１６年４月　１日から施行する。
附則　この基準は、平成１７年６月１３日から施行する。

22 関整第677号
平 22.5.24 受
関東農政局

２２農振第１０９号
平成２２年（2010年）５月２０日

農林水産省農村振興局長　様
（関東農政局長経由）

長野県知事　村井　仁

長野県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を制定及び変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け１２構改Ｂ第74号構造改善局長通知）第３の12の（２）に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

1　特認基準

2　農業生産条件の不利性を示すデータ

3　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

担　当	農政部農村振興課中山間農村係
	藤原　一（課長）　小林達吉（担当）
電　話	026-235-7242（直通）
ＦＡＸ	026-235-7483
Email	noson@pref.nagano.lg.jp

受
22.5.24
関東農政局

（別添１）

長野県の第３期対策における特認基準

１　対象地域

基準①　農林統計上の中山間地域
基準②　次のａまたはｂの要件を満たす地域 ａ　法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 12％以上　　（新または旧市町村単位） イ ＤＩＤを含まない旧市町村または、ＤＩＤを含む旧市町村にあってはＤＩＤを除く地域 ウ 人口８万人以下の旧市町村 ｂ　法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 15％以上　　（新または旧市町村市町村単位） イ ＤＩＤを含まない旧市町村 ウ 人口５万人以下の旧市町村
基準③　次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 ａ　農業従事者の高齢化率が県平均以上（新または旧市町村単位） ｂ　農林地率が 75％以上（新または旧市町村単位）
基準④ ８法地域（３法地域）に地理的に接する農用地

２　対象農用地

基準① 急傾斜農用地（田 1／20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）
基準② 自然条件により小区画・不整形な田
基準③ 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地（田 1／100 以上 1／20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満）

（別添２－１）

長野県特認基準の新旧対照表

1　対象地域

第２期対策における知事特認基準	第３期対策における知事特認基準
基準①　農林統計上の中山間地域 【国ガイドライン準拠】	基準①　同　左
基準②　次のａまたはｂの要件を満たす地域 ａ　法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 12％以上 （新市町村単位） イ ＤＩＤを含まない旧市町村または、ＤＩＤを含む旧市町村にあってはＤＩＤを除く地域 ウ 人口８万人以下の旧市町村 ｂ　法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 15％以上 （新市町村単位） イ ＤＩＤを含まない旧市町村 ウ 人口５万人以下の旧市町村 【県独自基準】	基準② ａ ア　農林業従事者割合が 12％以上 （新または旧市町村単位）（＊１） イ　同　左 ウ　同　左 ｂ ア　農林業従事者割合が 15％以上 （新または旧市町村単位）（＊２） イ　同　左 ウ　同　左
	基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地（＊３） ａ　農業従事者の高齢化率が県平均以上（＊４） （新市町村又は旧市町村単位） ｂ　農林地率が 75％以上（＊５） （新市町村又は旧市町村単位） 【県独自基準】
基準③ ８法地域（３法地域）に地理的に接する農用地 【国ガイドライン準拠】	基準④ 同　左

（＊１～５）における農業生産条件の不利性については、別添２－２のとおり

2　対象農用地

第２期対策における知事特認基準	第３期対策における知事特認基準
基準① 急傾斜農用地（田 1／20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）　【国ガイドライン準拠】	同　左
基準② 自然条件により小区画・不整形な田 【国ガイドライン準拠】	同　左
基準③ 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地（田 1／100 以上 1／20 未満、畑、草地及び採草放牧地８度以上 15 度未満）　【国ガイドライン準拠】	同　左

特認基準を追加する地域の農業生産条件の不利性について

＊1、2

○　平成 17 年以降、本県においても市町村合併の進展により、従来の市町村の枠組みが変更となり、新市町村単位のみで農業従事者割合を算出するという従前の基準のままで制度を運用することは、一部の市町村において地域の実情に即していない状況となっており、合理性に欠ける恐れもある。また、合併後の新市町村単位といった広いエリアでは、都市化が進む地域と過疎・高齢化が進む農村地域が同一市町村内に存在することから、より地域の実態を反映させるため旧市町村単位の農業従事者割合を特認基準の要件に加えることとする。

＊3

第３期対策に用いる農林業センサス、国勢調査の数値の変動により、いくつかの地域が本制度の特認地域から外れることとなるが、地域の現状をみると旧市町村のうち、宅地化などが進み農業が衰退した地域と農業生産活動が継続されている地域に大別される。また、旧市町村の区域内においても、地理的要件等により状況に大きな乖離が生じているため、旧市町村のすべてを対象地域としないこととし、第２期対策において取り組んでいた集落を引き続き支援することにより、担い手の確保、耕作放棄地歩発生防止や農業生産の維持・向上に資するという視点からも、追加する特認地域は農用地単位で認めることが適切であると考える。

＊4

○　耕作放棄地の発生の最も大きな要因は、高齢化の進行による労働力不足であり、本制度の対象地域においては、耕作放棄地の解消が進まない地域も多い。高齢化率が一定以上である地域は、担い手不足により、農業生産活動の継続が難しくなっていることから農業生産活動の不利性があると認められ、農業従事者の高齢化率が県平均値（39.3％）以上の地域を特認地域とする。

＊5

○　山林と隣接している地域においては有害鳥獣被害が最近著しく多くなっており、農業生産活動の継続の支障となっていることから、農林地率が一定以上である地域は農業生産活動の不利性があることが認められる。国の特認基準のガイドラインにおいて、農林地率が 75％以上であることが要件のひとつとされていることから、農林地率 75％以上の地域を特認地域とする。

（別添３）

長野県における中山間地域等直接支払制度対象地域の状況（特認地域指定における不利性を示すデータ）

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
長野県					11.9	11.9	39.3	83.2
	長野市				(6.4)	(6.4)	(44.7)	(71.2)
		長野市			0.4	—	(44.7)	19.7
		芋井村		○	—	—	—	—
		浅川村	○	—	—	—	—	—
		若槻村			2.8	—	(44.7) ○	53.6
		古里村			—	4.2	(44.7)	31.9
		長沼村			—	33.3 ○	—	—
		柳原村			—	5.6	(44.7)	25.9
		朝陽村			—	3.7	(44.7)	23.5
		大豆島村			—	4.3	(44.7)	26.6
		安茂里村			—	0.8	(44.7)	73.0
		小田切村		○	—	—	—	—
		篠ノ井町			3.7	—	(44.7) ○	23.7
		川柳村	○	—	—	—	—	—
		塩崎村	○	—	—	—	—	—
		東福寺村			—	14.9	(44.7)	32.7
		信里村	○	—	—	—	—	—
		西寺尾村２－１			—	24.2 ○	—	—
		共和村			22.6 ○	—	—	—
		川中島村			—	5.1	(44.7)	27.4
		中津村			—	3.4	(44.7)	28.5
		御厨村			—	7.3	(44.7)	31.6
		信田村		○	—	—	—	—
		更府村		○	—	—	—	—
		青木島村			1.3	—	(44.7)	8.9
		稲里村			—	3.5	(44.7)	22.5
		小島田村			17.0 ○	—	—	—
		真島村	○	—	—	—	—	—
		松代町			2.7	—	(44.7)	25.0
		東条村		○	—	—	—	—
		清野村			26.1 ○	—	—	—
		豊栄村	○	—	—	—	—	—
		寺尾村			15.9 ○	—	—	—
		西寺尾村２－２			—	10.7	(44.7)	39.5
		西条村	○	—	—	—	—	—
		保科村	○	—	—	—	—	—
		川田村			22.6 ○	—	—	—
		綿内村		○	—	—	—	—
		七二会村		○	—	—	—	—
		神郷村			—	15.8 ○	—	—
		鳥居村			27.0 ○	—	—	—
		戸隠村	○	—	—	—	—	—
		柵村	○	—	—	—	—	—
		鬼無里村	○	—	—	—	—	—
		大岡村	○	—	—	—	—	—
		牧郷村２－２	○	—	—	—	—	—
		水内村	○	—	—	—	—	—
		津和村	○	—	—	—	—	—
		日原村	○	—	—	—	—	—
		八坂村２－２	○	—	—	—	—	—
		信級村	○	—	—	—	—	—
		牧郷村２－１	○	—	—	—	—	—
		栄村	○	—	—	—	—	—
		日里村	○	—	—	—	—	—
	松本市				(8.0)	(8.0)	(36.2)	(83.8)
		松本市			0.6	—	40.2	(83.8)
		島内村			—	10.9	34.5	(83.8)
		中山村		○	—	—	—	—
		島立村			—	13.2	38.4	(83.8)

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		和田村			—	35.2 ○	—	—
		笹賀村			10.3	—	36.0	(83.8)
		芳川村			—	2.8	38.5	(83.8)
		寿村			5.5	—	35.0	(83.8)
		岡田村			9.1	—	37.4	(83.8) ○
		入山辺村	○	—	—	—	—	—
		里山辺村			6.9	—	37.0	(83.8)
		今井村	○	—	—	—	—	—
		新村			—	26.0 ○	—	—
		神林村			18.9 ○	—	—	—
		片丘村２－２	○	—	—	—	—	—
		本郷村	○	—	—	—	—	—
		洗馬村２－２			0.0	—	0.0	(83.8)
		錦部村	○	—	—	—	—	—
		会田村	○	—	—	—	—	—
		五常村	○	—	—	—	—	—
		中川村	○	—	—	—	—	—
		奈川村	○	—	—	—	—	—
		安曇村	○	—	—	—	—	—
		梓村			33.3 ○	—	—	—
		倭村			—	23.8 ○	—	—
		波田町		○	—	—	—	—
	上田市				(7.0)	(7.0)	(40.7)	(80.5)
		上田市			—	0.6	(40.7)	(80.5)
		塩尻村			—	4.4	(40.7)	(80.5)
		川辺村			—	2.7	(40.7)	(80.5)
		泉田村２－２			14.4 ○	—	—	—
		神川村			—	3.2	(40.7)	(80.5)
		神科村			8.1	—	(40.7)	(80.5)
		豊里村			14.6 ○	—	—	—
		殿城村	○	—	—	—	—	—
		中塩田村			8.4	—	(40.7)	(80.5)
		別所村		○	—	—	—	—
		西塩田村	○	—	—	—	—	—
		東塩田村			18.6 ○	—	—	—
		泉田村２－１			11.1	—	(40.7)	(80.5)
		室賀村	○	—	—	—	—	—
		浦里村２－１			13.6 ○	—	—	—
		丸子町			2.4	—	(40.7)	(80.5)
		東内村	○	—	—	—	—	—
		西内村	○	—	—	—	—	—
		依田村		○	—	—	—	—
		長瀬村			—	6.9	(40.7)	(80.5)
		塩川村			11.5	—	(40.7)	(80.5)
		傍陽村	○	—	—	—	—	—
		本原村	○	—	—	—	—	—
		長村	○	—	—	—	—	—
		武石村	○	—	—	—	—	—
	岡谷市				(0.9)	(0.9)	(48.4)	(70.0)
		岡谷市			0.7	—	(48.4)	74.1
		湊村		○	—	—	—	—
		川岸村		○	—	—	—	—
		長地村２－１			0.1	—	(48.4)	73.6
	飯田市				(10.1)	(10.1)	(40.0)	(87.0)
		飯田市	○	—	—	—	—	—
		竜丘村			9.2	—	(40.0)	(87.0)
		下久堅村	○	—	—	—	—	—
		座光寺村			19.7 ○	—	—	—
		松尾村			4.3	—	(40.0)	(87.0)
		山本村		○	—	—	—	—
		三穂村		○	—	—	—	—
		伊賀良村		○	—	—	—	—
		川路村			—	11.3	(40.0)	(87.0)
		千代村	○	—	—	—	—	—

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（ ）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（ ）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（ ）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（ ）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		竜江村		○	—	—	—	—
		上久堅村	○	—	—	—	—	—
		鼎町			4.7	—	(40.0)	(87.0)
		上郷町			8.0	—	(40.0)	(87.0)
		上村	○	—	—	—	—	—
		木沢村	○	—	—	—	—	—
		和田村	○	—	—	—	—	—
		八重河内村	○	—	—	—	—	—
		南和田村	○	—	—	—	—	—
	諏訪市				(3.7)	(3.7)	(40.0)	(73.6)
		諏訪市			2.9	—	(40.0)	70.7
		中洲村			3.3	—	(40.0)	34.5
		湖南村	○	—	—	—	—	—
	須坂市				(10.1)	(10.1)	(40.1)	(79.5)
		須坂町			3.8	—	(40.1)	(79.5)
		井上村			—	25.0 ○	—	—
		豊洲村			—	10.4	(40.1)	(79.5)
		日野村			—	17.8 ○	—	—
		高甫村			31.8 ○	—	—	—
		仁礼村	○	—	—	—	—	—
		豊丘村	○	—	—	—	—	—
	小諸市				—	—	—	—
		小諸町	○	—	—	—	—	—
		大里村	○	—	—	—	—	—
		北大井村	○	—	—	—	—	—
		南大井村	○	—	—	—	—	—
		三岡村	○	—	—	—	—	—
		川辺村	○	—	—	—	—	—
		小沼村２－２	○	—	—	—	—	—
		滋野村２－２	○	—	—	—	—	—
		小沼村２－１－２	○	—	—	—	—	—
	伊那市				(16.9)	(16.9)	—	—
		伊那町			(16.9) ○	—	—	—
		西箕輪村２－１		○	—	—	—	—
		手良村		○	—	—	—	—
		美篶村			(16.9) ○	—	—	—
		富県村		○	—	—	—	—
		東春近村			—	(16.9) ○	—	—
		西春近村		○	—	—	—	—
		高遠町	○	—	—	—	—	—
		長藤村	○	—	—	—	—	—
		三義村	○	—	—	—	—	—
		藤沢村	○	—	—	—	—	—
		河南村	○	—	—	—	—	—
		伊那里村	○	—	—	—	—	—
		美和村	○	—	—	—	—	—
	駒ケ根市				—	—	—	—
		赤穂町		○	—	—	—	—
		中沢村	○		—	—	—	—
		伊那村		○	—	—	—	—
	中野市				(19.0)	(19.0)	(37.8)	(68.2)
		中野町			(19.0) ○	—	—	—
		日野村		○	—	—	—	—
		延徳村			(19.0) ○	—	—	—
		平野村			—	—	36.3	41.9
		高丘村			(19.0) ○	—	—	—
		長丘村			(19.0) ○	—	—	—
		平岡村			(19.0) ○	—	—	—
		科野村			(19.0) ○	—	—	—
		倭村		○	—	—	—	—
		豊井村	○	—	—	—	—	—
		永田村	○	—	—	—	—	—
	大町市				(17.6)	(17.6)	—	—
		大町			(17.6) ○	—	—	—

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		平村		○	—	—	—	—
		常盤村		○	—	—	—	—
		社村		○	—	—	—	—
		八坂村２－１	○	—	—	—	—	—
		広津３－３	○	—	—	—	—	—
		美麻村	○	—	—	—	—	—
	飯山市				—	—	—	—
		飯山町	○	—	—	—	—	—
		秋津村	○	—	—	—	—	—
		柳原村	○	—	—	—	—	—
		外様村	○	—	—	—	—	—
		常盤村	○	—	—	—	—	—
		太田村	○	—	—	—	—	—
		岡山村	○	—	—	—	—	—
		瑞穂村２－１	○	—	—	—	—	—
		木島村	○	—	—	—	—	—
	茅野市				(9.8)	(9.8)	(42.0)	(82.0)
		ちの町			1.1	—	(42.0)	(82.0)
		宮川村			5.4	—	(42.0)	(82.0)
		米沢村	○	—	—	—	—	—
		豊平村	○	—	—	—	—	—
		玉川村			9.4	—	(42.0)	(82.0)
		泉野村	○	—	—	—	—	—
		金沢村	○	—	—	—	—	—
		湖東村	○	—	—	—	—	—
		北山村	○	—	—	—	—	—
	塩尻市				(10.3)	(10.3)	(39.3)	(85.8)
		塩尻町		○	—	—	—	—
		筑摩地村		○	—	—	—	—
		広丘村			5.4	—	(39.3)	(85.8)
		片丘村２－１		○	—	—	—	—
		宗賀村	○	—	—	—	—	—
		洗馬村２－１			33.3 ○	—	—	—
		楢川村	○	—	—	—	—	—
	佐久市				(17.4)	(17.4)	(39.7)	(79.0)
		野沢町			(17.4) ○	—	—	—
		大沢村	○	—	—	—	—	—
		桜井村			—	(17.4) ○	—	—
		前山村		○	—	—	—	—
		岸野村			(17.4) ○	—	—	—
	＊DIDを含む地域のため対象外	中込町			—	(17.4) ＊	(39.7)	(79.0)
		平賀村			(17.4) ○	—	—	—
		内山村	○	—	—	—	—	—
		岩村田町			(17.4) ○	—	—	—
		平根村		○	—	—	—	—
		高瀬村			—	(17.4) ○	—	—
		中佐都村			(17.4) ○	—	—	—
		御代田村２－２			(17.4) ○	—	—	—
		三井村		○	—	—	—	—
		志賀村	○	—	—	—	—	—
		臼田町			(17.4) ○	—	—	—
		切原村	○	—	—	—	—	—
		田口村	○	—	—	—	—	—
		青沼村２－１		○	—	—	—	—
		本牧村２－１	○	—	—	—	—	—
		布施村	○	—	—	—	—	—
		春日村	○	—	—	—	—	—
		協和村	○	—	—	—	—	—
		南御牧村			(17.4) ○	—	—	—
		中津村			(17.4) ○	—	—	—
		五郎兵衛新田村			—	(17.4) ○	—	—
	千曲市				(9.0)	(9.0)	(39.7)	(70.8)
		屋代町			3.4	—	(39.7)	22.8
		森村	○	—	—	—	—	—

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		倉科村	○	－	－	－	－	－
		雨宮県村			14.4 ○	－	－	－
		埴生町			1.7	－	(39.7)	55.1
		杭瀬下村			2.0	－	(39.7)	13.9
		稲荷山町			0.1	－	(39.7)	53.3
		桑原村	○	－	－	－	－	－
		八幡村	○	－	－	－	－	－
		五加村２－２			7.9	－	(39.7)	29.7
		戸倉町			1.6	－	(39.7)	65.0
		五加村２－１			6.4	－	(39.7)	28.2
		更級村	○	－	－	－	－	－
		上山田町		○	－	－	－	－
		力石村	○	－	－	－	－	－
	東御市				－	－	－	－
		県村	○	－	－	－	－	－
		祢津村	○	－	－	－	－	－
		和村	○	－	－	－	－	－
		滋野村２－１	○	－	－	－	－	－
		北御牧村	○	－	－	－	－	－
	安曇野市				(16.6)	(16.6)	－	－
		中川手村		○	－	－	－	－
		東川手村	○	－	－	－	－	－
		上川手村２－２		○	－	－	－	－
		七貴村２－１			(16.6) ○	－	－	－
		陸郷村３－１		○	－	－	－	－
		豊科町			(16.6) ○	－	－	－
		高家村			－	(16.6) ○	－	－
		南穂高村			(16.6) ○	－	－	－
		上川手村２－１		○	－	－	－	－
		穂高町			(16.6) ○		－	－
		西穂高村	○	－	－	－	－	－
		北穂高村			－	(16.6) ○	－	－
		有明村		○	－	－	－	－
		明盛村			(16.6) ○	－	－	－
		小倉村			(16.6) ○	－	－	－
		温村			(16.6) ○	－	－	－
		烏川村	○	－	－	－	－	－
		三田村	○	－	－	－	－	－
	小海町				－	－	－	－
		小海村	○	－	－	－	－	－
		穂積村２－２	○	－	－	－	－	－
		北牧村２－１	○	－	－	－	－	－
	佐久穂町				－	－	－	－
		海瀬村	○	－	－	－	－	－
		栄村	○	－	－	－	－	－
		大日向村	○	－	－	－	－	－
		青沼村２－２	○	－	－	－	－	－
		畑八村	○	－	－	－	－	－
		穂積村２－１	○	－	－	－	－	－
		北牧村２－２	○	－	－	－	－	－
	川上村		○	－	－	－	－	－
	南牧村		○	－	－	－	－	－
	南相木村		○	－	－	－	－	－
	北相木村		○	－	－	－	－	－
	軽井沢町				－	－	－	－
		軽井沢町		○	－	－	－	－
		伍賀村２－２	○	－	－	－	－	－
	御代田町				(9.5)	(9.5)	(43.7)	(68.2)
		伍賀村２－１		○	－	－	－	－
		御代田村２－１			3.7	－	(43.7)	27.0
		小沼村２－１－１		○	－	－	－	－
	立科町				－	－	－	－
		芦田村	○	－	－	－	－	－
		三都和村	○	－	－	－	－	－

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		横鳥村	○	—	—	—	—	—
		本牧村２－２	○	—	—	—	—	—
	長和町				—	—	—	—
		大門村	○	—	—	—	—	—
		長久保新町	○	—	—	—	—	—
		長窪古町	○	—	—	—	—	—
		和田村	○	—	—	—	—	—
	青木村				—	—	—	—
		青木村	○	—	—	—	—	—
		浦里村２－２	○	—	—	—	—	—
	下諏訪町				—	—	—	—
		下諏訪町	○	—	—	—	—	—
		長地村２－２	○	—	—	—	—	—
	富士見町				—	—	—	—
		富士見村	○	—	—	—	—	—
		本郷村	○	—	—	—	—	—
		落合村	○	—	—	—	—	—
		境村	○	—	—	—	—	—
	原村				30.8 ○	—	—	—
	辰野町				—	—	—	—
		辰野町	○	—	—	—	—	—
		朝日村	○	—	—	—	—	—
		川島村	○	—	—	—	—	—
		小野村	○	—	—	—	—	—
	箕輪町				(14.8)	(14.8)	—	—
		中箕輪町			(14.8) ○	—	—	—
		東箕輪村	○	—	—	—	—	—
		箕輪村		○	—	—	—	—
		西箕輪村２－２			—	50.2 ○	—	—
	飯島町				—	—	—	—
		飯島村		○	—	—	—	—
		七久保村	○	—	—	—	—	—
	南箕輪村				12.5 ○	—	—	—
	中川村				—	—	—	—
		南向村	○	—	—	—	—	—
		片桐村	○	—	—	—	—	—
	宮田村			○	—	—	—	—
	松川町				(25.4)	(25.4)	—	—
		大島村			(25.4) ○	—	—	—
		上片桐村		○	—	—	—	—
		生田村	○	—	—	—	—	—
		山吹村２－２			(25.4) ○	—	—	—
	高森町				—	—	—	—
		市田村	○	—	—	—	—	—
		山吹村２－１	○	—	—	—	—	—
	阿南町				—	—	—	—
		大下条村	○	—	—	—	—	—
		旦開村	○	—	—	—	—	—
		和合村	○	—	—	—	—	—
		富草村	○	—	—	—	—	—
	阿智村				—	—	—	—
		会地村	○	—	—	—	—	—
		伍和村	○	—	—	—	—	—
		智里村	○	—	—	—	—	—
		浪合村	○	—	—	—	—	—
		清内路村	○	—	—	—	—	—
	平谷村		○	—	—	—	—	—
	根羽村		○	—	—	—	—	—
	下條村			○	—	—	—	—
	売木村		○	—	—	—	—	—
	天龍村				—	—	—	—
		平岡村	○	—	—	—	—	—
		神原村	○	—	—	—	—	—
	泰阜村		○	—	—	—	—	—

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（ ）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（ ）内は新市町村単位	a 農業従事者の高齢化率（%）（ ）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b 農林地率（%）（ ）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
	喬木村		○	—	—	—	—	—
	豊丘村				—	—	—	—
		神稲村	○	—	—	—	—	—
		河野村	○	—	—	—	—	—
	大鹿村		○	—	—	—	—	—
	木曽町				—	—	—	—
		福島町	○	—	—	—	—	—
		新開村	○	—	—	—	—	—
		日義村	○	—	—	—	—	—
		開田村	○	—	—	—	—	—
		三岳村	○	—	—	—	—	—
	上松町		○	—	—	—	—	—
	南木曽町				—	—	—	—
		読書村	○	—	—	—	—	—
		吾妻村	○	—	—	—	—	—
		田立村	○	—	—	—	—	—
	木祖村		○	—	—	—	—	—
	王滝村		○	—	—	—	—	—
	大桑村		○	—	—	—	—	—
	筑北村				—	—	—	—
		本城村	○	—	—	—	—	—
		坂北村	○	—	—	—	—	—
		坂井村	○	—	—	—	—	—
	麻績村				—	—	—	—
		麻績村	○	—	—	—	—	—
		日向村	○	—	—	—	—	—
	生坂村				—	—	—	—
		生坂村	○	—	—	—	—	—
		陸郷村３－２	○	—	—	—	—	—
		広津村３－１	○	—	—	—	—	—
	山形村				20.2 ○	—	—	—
	朝日村		○	—	—	—	—	—
	池田町				(20.6)	(20.6)	—	—
		池田町			(20.6) ○	—	—	—
		会染村			(20.6) ○	—	—	—
		七貫村２－２			(20.6) ○	—	—	—
		陸郷村３－３	○	—	—	—	—	—
		広津村３－２	○	—	—	—	—	—
	松川村				—	22.6 ○	—	—
	白馬村				—	—	—	—
		神城村		○	—	—	—	—
		北城村	○	—	—	—	—	—
	小谷村				—	—	—	—
		南小谷村	○	—	—	—	—	—
		中土村	○	—	—	—	—	—
		北小谷村	○	—	—	—	—	—
	坂城町				—	—	—	—
		坂城町		○	—	—	—	—
		中之条村		○	—	—	—	—
		南条村		○	—	—	—	—
		村上村		○	—	—	—	—
	小布施町				(20.8)	(20.8)	—	—
		小布施村			—	(20.8) ○	—	—
		都住村			(20.8) ○	—	—	—
	高山村				—	—	—	—
		高井村	○	—	—	—	—	—
		山田村	○	—	—	—	—	—
	山ノ内町				—	—	—	—
		平穏村	○	—	—	—	—	—
		穂波村	○	—	—	—	—	—
		夜間瀬村	○	—	—	—	—	—
	木島平村				—	—	—	—
		往郷村	○	—	—	—	—	—
		穂高村	○	—	—	—	—	—

地域名称			法指定地域	知事特認地域における不利性を示すデータ				
				基準①関係	基準②a関係	基準②b関係	基準③関係	
都道府県	新市町村	旧市町村		農林統計上の中山間地域	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	農林業従事者割合（%）（　）内は新市町村単位	a農業従事者の高齢化率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり	b農林地率（%）（　）内は新市町村単位 ○は対象農用地あり
該当基準			特定農山村地域 振興山村 過疎地域	山間農業地域 中間農業地域	12以上	15以上	県平均（39.3）以上	75以上
		上木島村	○	―	―	―	―	―
	野沢温泉村				―	―	―	―
		豊郷村	○	―	―	―	―	―
		市川村	○	―	―	―	―	―
		瑞穂村２－２	○	―	―	―	―	―
	信濃町				―	―	―	―
		柏原村	○	―	―	―	―	―
		信濃尻村	○	―	―	―	―	―
		古間村	○	―	―	―	―	―
		富士里村	○	―	―	―	―	―
		三水村２－２	○	―	―	―	―	―
	飯綱町				(32.9)	(32.9)	―	―
		高岡村		○	―	―	―	―
		中郷村			(32.9) ○	―	―	―
		三水村２－１			(32.9) ○	―	―	―
	小川村				―	―	―	―
		北小川村	○	―	―	―	―	―
		南小川村	○	―	―	―	―	―
	栄村				―	―	―	―
		水内村	○	―	―	―	―	―
		堺村	○	―	―	―	―	―

（別添４）

長野県中山間地域農業直接支払事業対象地域（第３期対策）

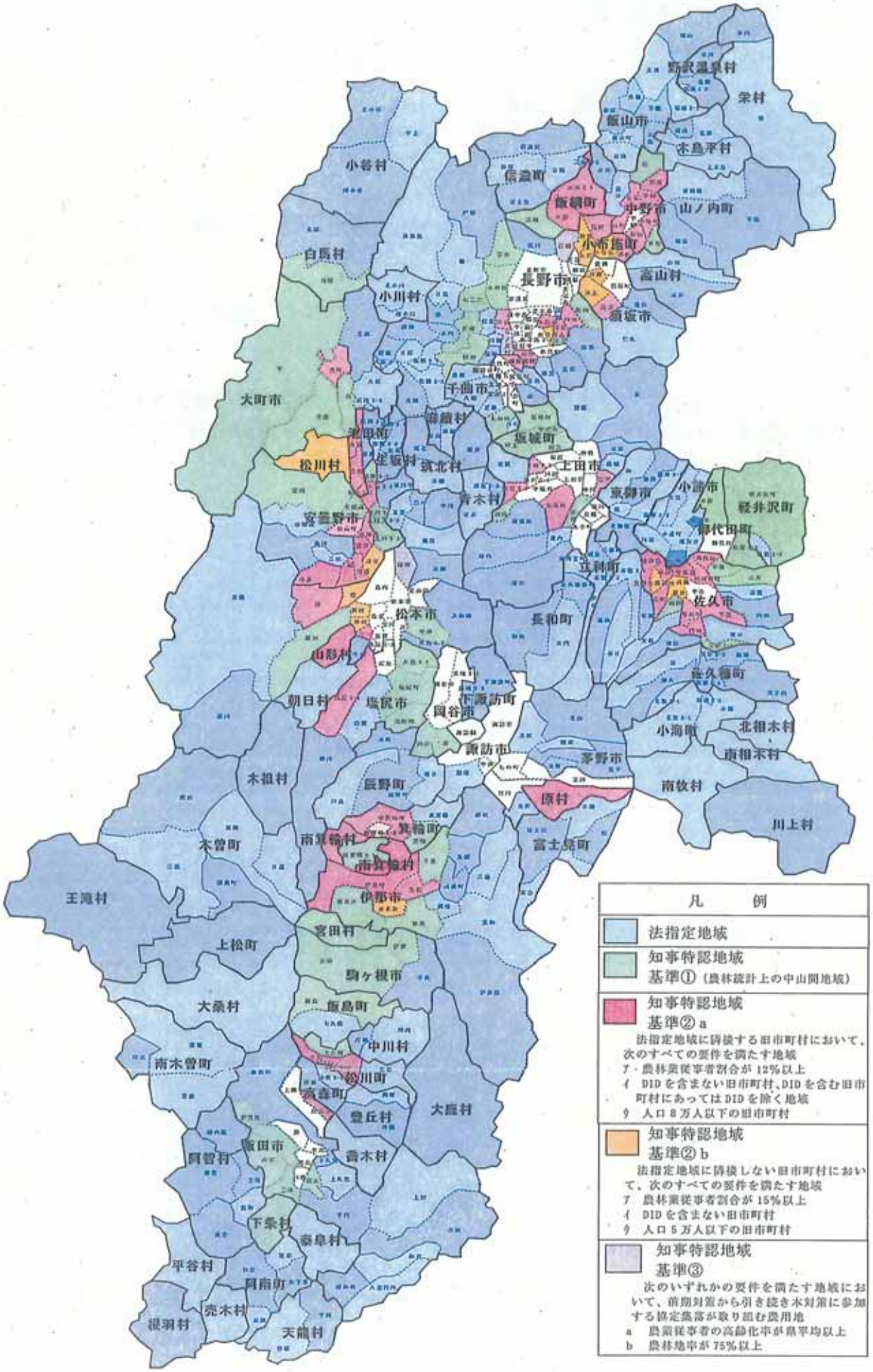

22関整第 677号
平 22.6.10 受
関東農政局

農共第 168 号
平成22年6月4日

農林水産省農村振興局長　　様
（関東農政局長経由）

静岡県知事　　川勝　平太

静岡県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け１２構改Ｂ第74号構造改善局長通知）第３の12の（２）に基づき、別記のとおり関係書類を添えて提出します。

22.6.10
関東農政局

（別記）

1　特認基準

静岡県では、第２期対策まで国のガイドラインに従い、農業地域類型の「中山間地域」を特認地域とし、その中の急傾斜農用地のみを交付対象としてきたところであるが、平成20年の農業地域類型の見直しにより、現在の特認地域の一部が「平地地域」となり、知事特認地域から外れることとなった。

しかし、協定農用地は依然として傾斜15度以上の条件不利地域である。

また、２期５年間、継続的に、集落の話し合いによる交付金を用いた共同取組活動（農作業や草刈りなど）や耕作放棄による協定参加者の連帯責任により、耕作放棄の発生防止が図られてきた。

本事業の実施が困難となると、これまで協定に参加してきた農家の耕作意欲の低下を招き、農地の耕作放棄地化や集落の衰退を招く危険性が高いため、知事特認基準を別紙１のとおり設定する。

2　農業生産条件の不利性を示すデータ

別紙２による

3　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

別紙３による

4　知事特認基準変更の影響

別紙４による

5　静岡県の第３期対策における対象地域

別紙５による

１　静岡県の中山間地域等直接支払制度第３期対策における知事特認基準

区分	第３期対策の知事特認基準	備考
国のガイドライン	農林統計上の中山間地域 （旧市町村）	第２期対策に同じ
県の独自基準	前対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、３つ以上を満たす地域。 （旧市町村又は集落） ア　耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ　農業従事者割合が県平均以上 ウ　農業従事者高齢化率が県平均以上 エ　人口減少率が 3.5％以上又は人口密度が 150 人／ｋ㎡未満 オ　全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が 50％以上	

2　農業生産条件の不利性を示すデータ

市名	旧村名	除外理由 (H12～H20)	救済の必要性	集落協定名		対象農用地(ha)	⑳交付面積(ha)	⑳交付額(円)	国(1/3)	県(1/3)	市(1/3)
静岡市	庵原村	田・畑傾斜度面積割合の減少 (90%未満) (95%→75.8%)	・旧村内の集落協定とは異なる場所で、大規模な農地造成事業の実施 ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。	杉山		103	64	7,364,060	2,454,686	2,454,686	2,454,688
				茂畑		116	75	8,477,759	2,825,919	2,825,919	2,825,921
				吉原		42	34	3,904,606	1,301,535	1,301,535	1,301,536
				広瀬地区		50	34	3,886,459	1,295,486	1,295,486	1,295,487
				伊佐布	大上	33	18	1,639,311	546,437	546,437	546,437
					榎木島	6	4	356,960	118,986	118,986	118,988
掛川市	東山村	田・畑傾斜度面積割合の減少 (90%未満) (100%→76.2%)	・旧村内の集落協定とは異なる場所で、ほ場整備(自己施工)を実施 ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。	東山		72	72	8,269,661	2,756,553	2,756,553	2,756,555
	日坂村	田・畑傾斜度面積割合の減少 (90%未満) (100%→55.6%)	・旧村内の集落協定とは異なる場所で、ほ場整備(自己施工)を実施 ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。	日坂中山		14	14	1,315,176	438,392	438,392	438,392
				日坂西石原久保		8	8	704,407	234,802	234,802	234,803
				日坂横向		5	5	435,914	145,304	145,304	145,306
				日坂沓掛		5	5	449,705	149,901	149,901	149,903
				日坂高塚		1	1	118,624	39,541	39,541	39,542
				日坂大野上		5	5	462,695	154,231	154,231	154,233
浜松市	井伊谷村	耕地率20%以上 (17.2%→30.1%)	・旧村内の集落協定とは異なる場所で、みかん園の開墾の実施 ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。	引佐町三岳		25	25	2,607,913	869,304	869,304	869,305
				引佐町横尾・白岩		4	4	412,491	137,497	137,497	137,497
				引佐町正楽寺		12	12	1,115,371	371,790	371,790	371,791
計　１６協定						501	380	41,521,112	13,840,364	13,840,364	13,840,384

別紙２

中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況（旧庵原村）

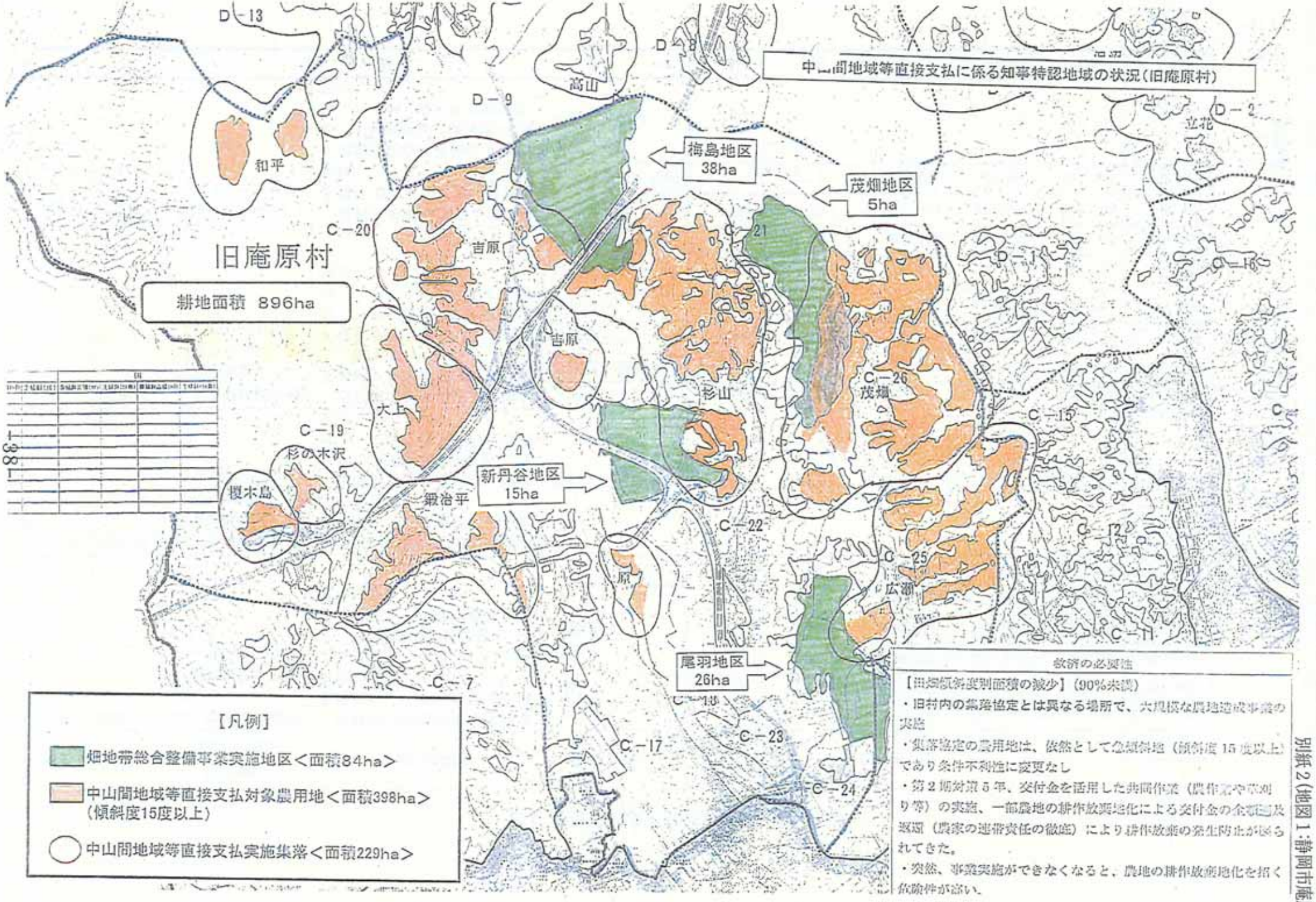

救済の必要性

【田畑傾斜度別面積の減少】（90%未満）

・旧村内の集落協定とは異なる場所で、大規模な農地造成事業の実施

・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地（傾斜度15度以上）であり条件不利性に変更なし

・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業（農作業や草刈り等）の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額返還（農家の連帯責任の徹底）により耕作放棄の発生防止が図られてきた。

・突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が高い。

別紙2(地図2:掛川市東山村

中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況(旧東山村)

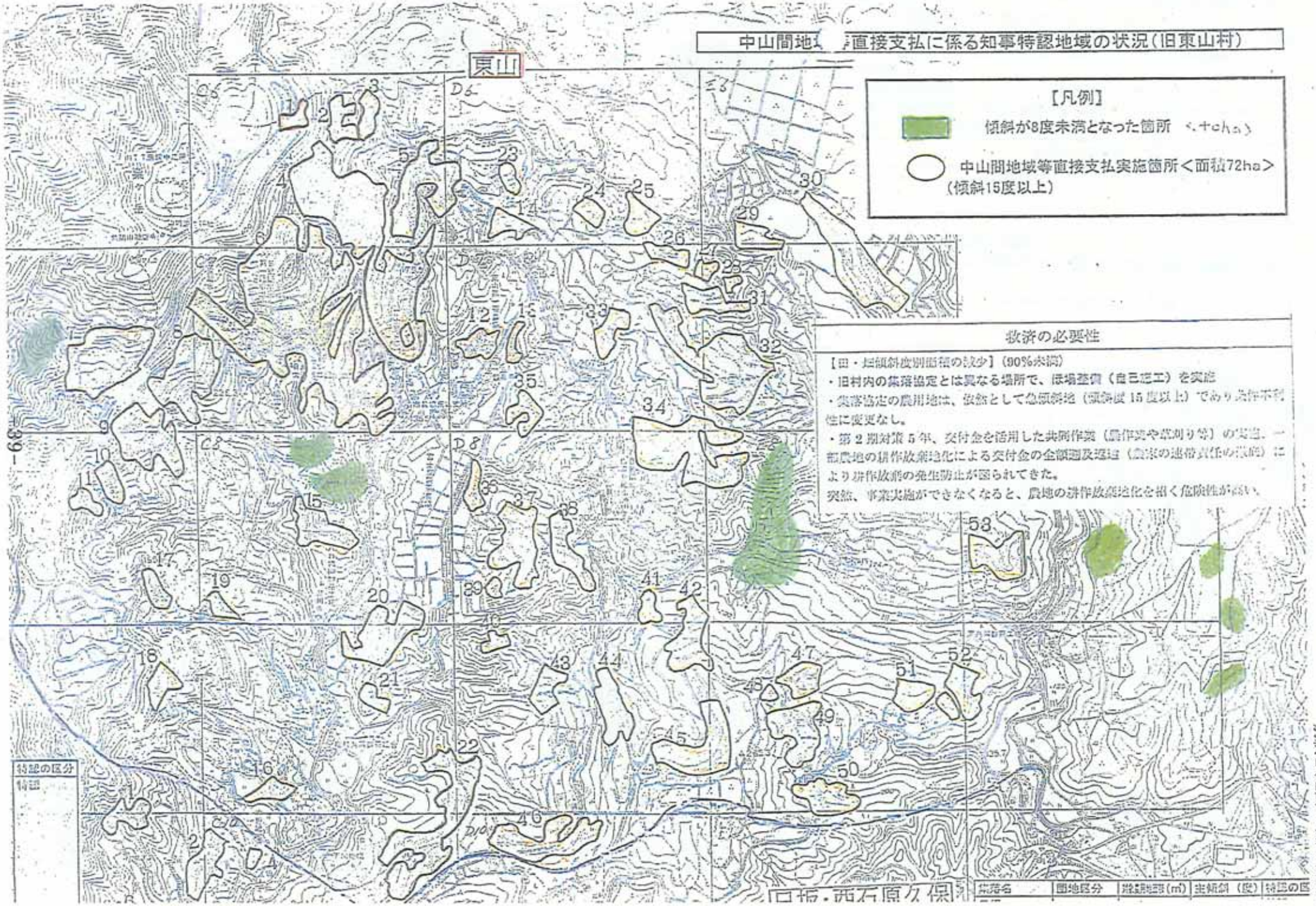

救済の必要性

【田・畑傾斜度別面積の減少】(90%未満)

・旧村内の集落協定とは異なる場所で、ほ場整備(自己施工)を実施

・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。

・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業(農作業や草刈り等)の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額遡及返還(農家の連帯責任の徹底)により耕作放棄の発生防止が図られてきた。

突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が高い。

中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況（旧日坂村）

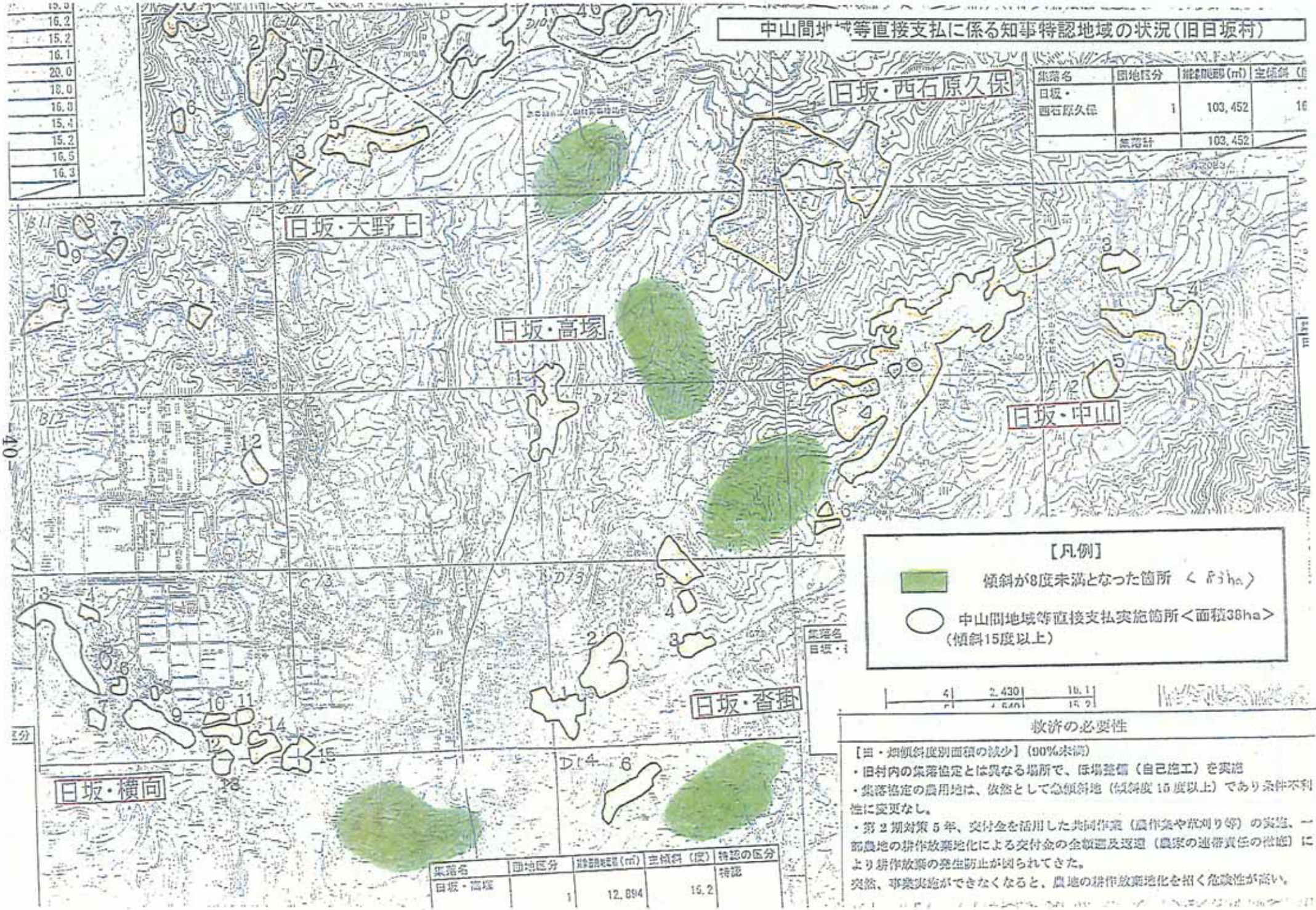

集落名	団地区分	総農用地面積（㎡）	主傾斜（度）
日坂・西石原久保	1	103,452	16
	集落計	103,452	

集落名	団地区分	総農用地面積（㎡）	主傾斜（度）	特認の区分
日坂・高塚	1	12,694	15.2	特認

救済の必要性

【田・畑傾斜度別面積の減少】（90%未満）

・旧村内の集落協定とは異なる場所で、ほ場整備（自己施工）を実施

・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地（傾斜度 15 度以上）であり条件不利性に変更なし。

・第２期対策５年、交付金を活用した共同作業（農作業や草刈り等）の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額返及返還（農家の連帯責任の徴収）により耕作放棄の発生防止が図られてきた。

突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が高い。

別紙２（地図３：掛川市日坂村）

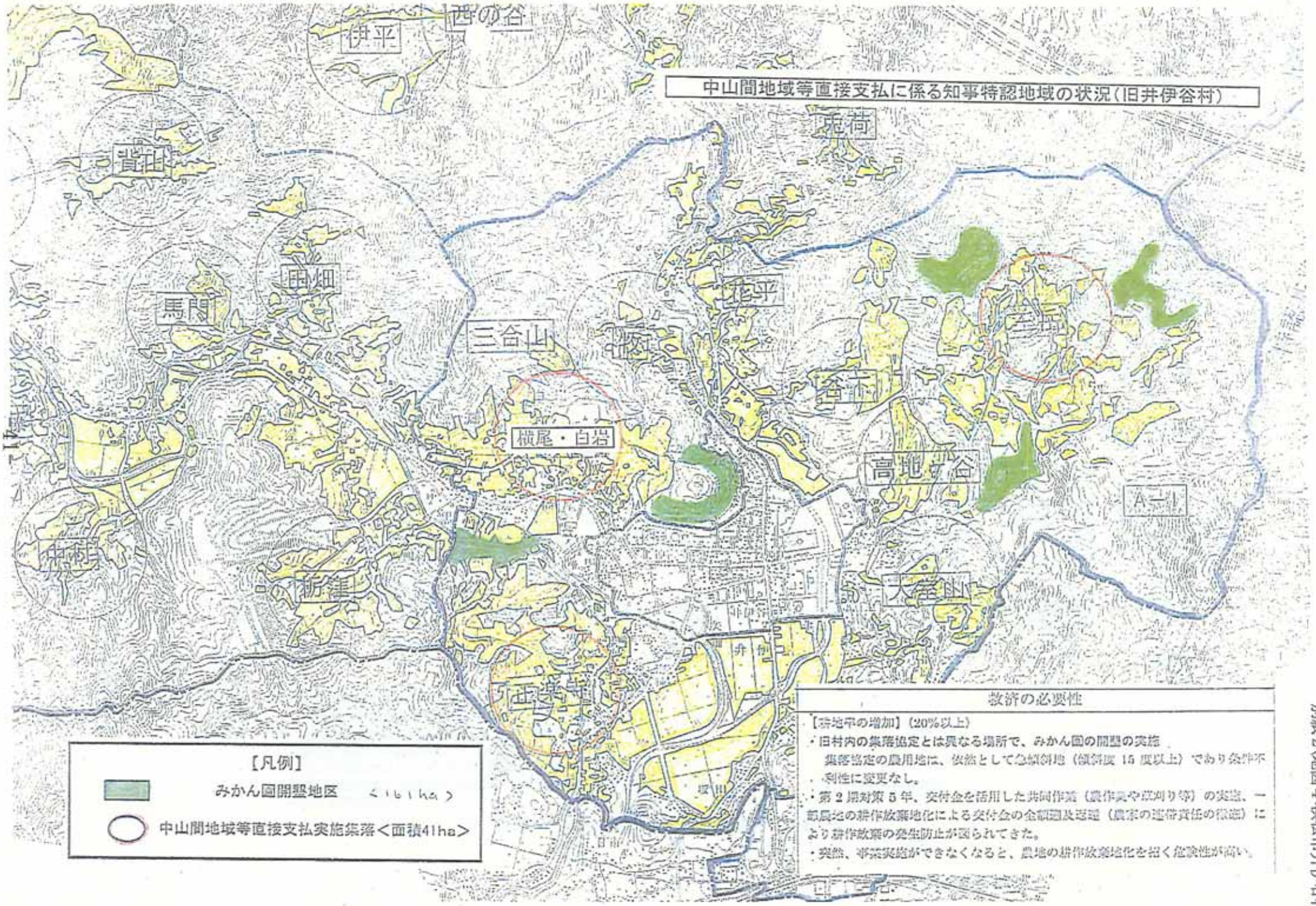

救済の必要性

【耕地率の増加】（20%以上）

・旧村内の集落協定とは異なる場所で、みかん園の開墾の実施
集落協定の農用地に、依然として急傾斜地（傾斜度 15 度以上）であり条件不利性に変更なし。

・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業（農作業や草刈り等）の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額返還（農家の連帯責任の徴収）により耕作放棄の発生防止が図られてきた。

・突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が高い。

3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

【静岡県の独自基準】
前対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たすこと。(旧市町村又は集落)
ア 耕作放棄地率(18.5%)又は耕作放棄上昇度(1.5%)が県平均以上
イ 農業従事者割合が県平均(2.9%)以上
ウ 農業従事者高齢化率が県平均(57.1%)以上
エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/K㎡未満
オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上

◎ 旧市町村

現市町名	旧市町村名(昭和25年2月)	ア(いずれか)		該当	イ 農業従事者割合(県平均2.9%以上)	該当	ウ 農業従事者高齢化率(県平均57.1%)以上	該当	エ(いずれか)		該当	オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上	該当	判定
		耕作放棄地率(県平均18.5%)以上	耕作放棄地上昇度(県平均1.5%)以上						人口減少率(%)3.5%以上	人口密度(人/K㎡)150人未満				
静岡市	庵原村	31.3	-0.4	○	11.8	○	51.8	×	2.4	314.2	×	47	×	×
浜松市	井伊谷村	15.1	3.6	○	7.5	○	64.9	○	-1.3	445.8	×	49	×	◎
掛川市	東山村	3.7	-1.7	×	63.5	○	41.6	×	4.6	83.5	○	75	○	◎
掛川市	日坂村2-1	6.2	2.3	○	24.3	○	42.3	×	7.6	151.4	○	23	×	◎

◎ 集落

現市町名	旧市町村名(昭和25年2月)	農業集落名	集落協定名	ア(いずれか)		該当	イ 農業従事者割合(県平均2.9%以上)	該当	ウ 農業従事者高齢化率(県平均57.1%)以上	該当	エ(いずれか)		該当	オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上	該当	判定
				耕作放棄地率(県平均18.5%)以上	耕作放棄地上昇度(県平均1.5%)以上						人口減少率(%)3.5%以上	人口密度(人/K㎡)150人未満				
静岡市	庵原村(6協定)	伊佐布	大上、榎木島	30.0	-4.2	○	18.9	○	49.6	×	4.9	109.3	○	49	×	◎
		吉原	吉原	23.0	-8.4	○	23.4	○	59.5	○	15.6	61.2	○	99	○	◎
		杉山	杉山	35.7	-9.8	○	33.7	○	55.3	×	5.8	110.5	○	99	○	◎
		広瀬	広瀬地区	44.8	2.7	○	12.1	○	40.7	×	4.4	112.1	○	65	○	◎
		茂畑	茂畑	7.2	2.0	○	45.7	○	47.3	×	-1.7	98.6	○	99	○	◎

【参考資料】「2000年農林業センサス」「2005年農林業センサス 農業集落別結果報告書 平成19年3月 関東農政局静岡農政事務所」
「国勢調査」(平成17年)(平成12年) → 人口減少率、人口密度

別紙3

４　特認基準の変更の影響

静岡県は、第２期対策当時の特認地域の維持を目的に県独自基準を追加する予定である。

このため、第２期から第３期に移行する際、特認地域の変更が理由となっての予算増はない。

農業地域類型の見直しに伴う中山間地域の変動については、別紙図面のとおりだが、新たに「中山間地域」に編入される旧市町村内には、静岡県の特認地域内で交付対象となる急傾斜農用地がほとんどないことから、対象農用地面積や交付額の増減は、３ha、３４５千円に留まる。

知事特認基準変更の影響

現状（第２期対策）		第３期対策計画（H22 当初）	中山間地域見直しによる除外地域	第３期対策救済地域	中山間地域見直しによる追加地域
市町名	対象地域（旧市町村）				
静岡市	小島村、両河内村、庵原村、由比町		庵原村	庵原村	
浜松市	奥山村、井伊谷村		井伊谷村	井伊谷村	
沼津市	内浦村、西浦村、浮島村		浮島村		
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、富士根村、上野村		富士根村		
伊東市	対島村				宇佐美村
島田市	大津村、大長村、五和村				
富士市	吉永村、大淵村、松野村				須津村
磐田市	野部村				
掛川市	原田村、東山村、日坂村、桜木村		東山村、日坂村	東山村、日坂村	曽我村、笠原村
御殿場市	玉穂村、富士岡村				
湖西市	知波田村				
伊豆の国市	北狩野村				
小山町	須走村、北郷村				
芝川町	芝富村、内房村				
森町	一宮村				森町
農地面積（ha）					１，０６７
22 計画面積（ha）		４，２００	▲３８０	３８０	３
22 計画交付額（千円）		４３５，３９９	▲４１，５２１	４１，５２１	３４５

静岡県の第3期対策における対象地域

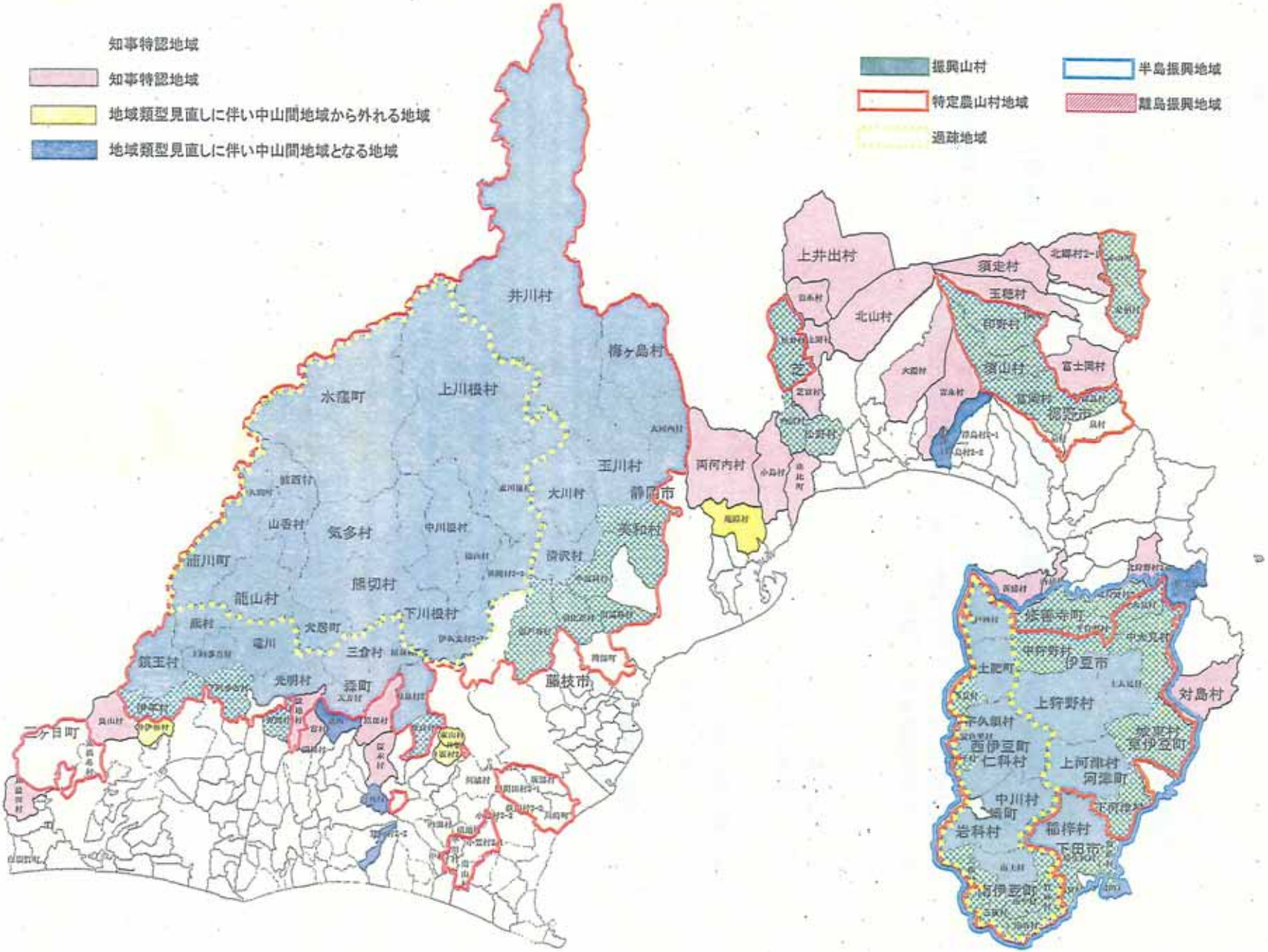

別紙5

（参考様式第１号）

滋農振第　　１５７　　号
平成22年（2010年）6月10日

農林水産省農村振興局長　殿
（地方農政局長経由）

滋賀県知事　嘉田　由紀子

滋賀県における特認基準の制定（変更）について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

１　特認基準
　　別紙のとおり

２　農業生産条件の不利性を示すデータ
　　別紙のとおり

３　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ
　　別紙のとおり

滋賀県特認基準（案）

Ⅰ　特認の必要性

対象地域の基準の合理性を確保し、広く住民の理解を得るため、８法地域と同等に自然的・経済的・社会的条件の悪い地域を特認地域として指定する。

Ⅱ　特認基準

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知）第４の１の(9)の特認地域およびその対象農用地は、８法地域以外の農用地にあって、次の１の要件を満たす地域において２の要件を満たす農用地とする。

１　地域基準

次の（１）から（４）までのいずれかの要件を満たす地域であること。

（１）８法地域に地理的に接する農地

（２）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする。）

（３）三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域

ア　農林業従事者割合が１０％以上または農林地率が７５％以上

イ　ＤＩＤ（人口集中地区）からの距離が30分以上

ウ　人口の減少率(平成12年～17年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km2未満であること

（４）昭和２５年２月１日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成５年政令第３１５号）第１条第１項に掲げる要件を満たす地域。

２　農用地基準

（１）上記１の（１）から（３）の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア　傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地および採草放牧地８度以上）

イ　自然条件により小区画・不整形な田

ウ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

（２）上記１の（４）の地域については、次の要件を満たすこと。

ア　急傾斜農用地の田（1/20以上）

特認基準新旧対照表

新	旧
Ⅰ　(略) Ⅱ　特認基準 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。 1　地域基準 次の（1）から（4）までのいずれかの要件を満たす地域であること。 （1）　(略) （2）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする。） （3）三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上	Ⅰ　(略) Ⅱ　特認基準 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の特認地域は、次の1または2の要件を満たす地域とする。 1　次の（1）から（3）までのいずれかの要件を満たす地域。 （1）　(略) （2）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成13年11月30日付け13統計第956号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。） （3）三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ　DID（人口集中地区）からの距離が30分以上 ウ　人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること （4）昭和２５年２月１日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成５年政令第３１５号）第１条第１項に掲げる要件を満たす地域。 ２　農用地基準 （1）上記１の（1）から（3）の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地および採草放牧地８度以上） イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 （2）上記１の（4）の地域については、次の要件を満たすこと。 ア　急傾斜農用地の田（1/20以上）	イ　DID（人口集中地区）からの距離が30分以上 ウ　人口の減少率（平成７年～12年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること ２　昭和２５年２月１日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成５年政令第３１５号）第１条第１項に掲げる要件を満たす地域。ただし、対象農用地は、急傾斜の田(傾斜度１／２０以上)とする。

（別紙）

特認要望地域の状況

1　基本事項

	単位	大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	平均	8法地域内	8法地域外	計	
農業従事者高齢化率	%	30.5	29.4	30.1	36.6	33.6	34.0	2005年農林業センサス結果
耕作放棄率（田）	%	6.0	5.4	5.8	2.6	1.1	1.3	2005年農林業センサス結果
農家一戸当たりの生産農業所得	千円	206	212	208	295	425	404	枠外別記
勾配1/20以上の田/全田面積	%	92.5	73.3	86.2	8.8	4.7	5.2	対象農地実態調査

農家一戸当たりの生産農業所得出典：平成17年次農林水産統計年報

2　参考事項

		大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	計・平均	8法地域内	8法地域外	県全体	
総土地面積	A	1,138	434	1,572	156,898	177,815	334,713	2005年農林業センサス結果
総林野面積	B	435	125	560	134,474	71,236	205,710	2005年農林業センサス結果
経営耕地総面積(ha)	C	182	92	274	5,616	38,564	44,180	2005年農林業センサス結果
林野率	D＝B/A	38.2%	28.8%	35.6%	85.7%	40.1%	61.5%	
農林地率	E＝(B+C)/A	54.2%	50.0%	53.1%	89.3%	61.7%	74.7%	
全田面積	F	174	86	260	5,027	37,119	42,146	2005年農林業センサス結果
勾配1/20以上の田	G	161	63	224	443	1,755	2,198	対象農地実態調査
勾配1/20以上の田の割合	H=G/F	92.5%	73.3%	86.2%	8.8%	4.7%	5.2%	
15歳以上人口	I	2,281	4,230	6,511	96,019	1,071,195	1,167,214	H17国勢調査
農業従事者数	J	1,049	540	1,589	19,781	109,343	129,124	2005年農林業センサス結果より推計
農業従事者数の割合	K=J/I	46.0%	12.8%	24.4%	20.6%	10.2%	11.1%	

（別紙）

滋賀県特認地域の状況新旧対照表

新

特認要望地域の状況

1 基本事項

	単位	大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	平均	8法地域内	8法地域外	計	
農業従事者高齢化率	%	30.5	29.4	30.1	36.6	33.6	34.0	2005年農林業センサス結果
耕作放棄率（田）	%	6.0	5.4	5.8	2.6	1.1	1.3	2005年農林業センサス結果
農家一戸当たりの生産農業所得	千円	206	212	208	295	425	404	枠外別記
勾配1/20以上の田/全田面積	%	92.5	73.3	86.2	8.8	4.7	5.2	対象農地実態調査

農家一戸当たりの生産農業所得出典：平成17年次農林水産統計年報

2 参考事項

		大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	計・平均	8法地域内	8法地域外	県全体	
総土地面積	A	1,138	434	1,572	156,898	177,815	334,713	2005年農林業センサス結果
総林野面積	B	435	125	560	134,474	71,236	205,710	2005年農林業センサス結果
経営耕地総面積(ha)	C	182	92	274	5,616	38,564	44,180	2005年農林業センサス結果
林野率	D＝B/A	38.2%	28.8%	35.6%	85.7%	40.1%	61.5%	
農林地率	E＝(B+C)/A	54.2%	50.0%	53.1%	89.3%	61.7%	74.7%	
全田面積	F	174	86	260	5,027	37,119	42,146	2005年農林業センサス結果
勾配1/20以上の田	G	161	63	224	443	1,755	2,198	対象農地実態調査
勾配1/20以上の田の割合	H=G/F	92.5%	73.3%	86.2%	8.8%	4.7%	5.2%	
15歳以上人口	I	2,281	4,230	6,511	96,019	1,071,195	1,167,214	H17国勢調査
農業従事者数	J	1,049	540	1,589	19,781	109,343	129,124	2005年農林業センサス結果より推計
農業従事者数の割合	K=J/I	46.0%	12.8%	24.4%	20.6%	10.2%	11.1%	

旧

特認要望地域の状況

1 基本事項

	単位	大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	平均	8法地域内	8法地域外	計	
農業従事者高齢化率	%	25.4	29.4	26.7	33.1	30.1	30.5	2000センサス県統計書
耕作放棄率（田）	%	8.8	7.8	8.5	4.4	1.8	2.1	2000センサス県統計書
農家一戸当たりの生産農業所得	千円	236	216	230	318	460	437	枠外別記
勾配1/20以上の田/全田面積	%	100.0	70.7	93.3	10.1	1.3	2.4	対象農地実態調査

農家一戸当たりの生産農業所得出典：旧仰木村・旧雄琴村は平成13年度農業所得申告集計
：他は平成12年次農林水産統計年報

2 参考事項

		大津市			県全域			出典
		旧仰木村	旧雄琴村	計・平均	8法地域内	8法地域外	県全体	
総土地面積	A	1,138	434	1,572	156,898	177,813	334,711	2000年センサス県統計書
総林野面積	B	435	125	560	134,346	71,066	205,412	2000年センサス県統計書
経営耕地総面積(ha)	C	226	90	316	6,076	41,717	47,793	2000年センサス県統計書
林野率	D＝B/A	38.2%	28.8%	35.6%	85.6%	40.0%	61.4%	
農林地率	E＝(B+C)/A	58.1%	49.5%	55.7%	89.5%	63.4%	75.6%	
全田面積	F	215	82	297	5,362	39,703	45,065	2000年センサス県統計書
勾配1/20以上の田	G	215	58	273	540	524	1,064	対象農地実態調査
勾配1/20以上の田の割合	H=G/F	100.0%	70.7%	91.9%	10.1%	1.3%	2.4%	
15歳以上人口	I	2,330	3,830	6,160	92,994	1,029,187	1,122,181	H12国勢調査
農業従事者数	J	1,173	571	1,744	21,267	121,439	142,706	2000年センサス県統計書
農業従事者数の割合	K=J/I	50.3%	14.9%	28.3%	22.9%	11.8%	12.7%	

22 近整第 519 号 22.6.21

2農村第628号
平成22年6月16日

農林水産省農村振興局長　様
（地方農政局長経由）

京都府知事　山田　啓二

京都府における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1　特認基準

（1）必要性

本府では、8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地としたい。

（2）変更の理由

現行の特認基準の各市町村における農用地区域の5％の上限について、府内市町村の中には、農用地区域の減少により、取組希望地域が5％を超える場合も生じる。

厳しい条件を抱えながら取り組む意志を持つ地域に対しては、積極的な支援を行なって行く必要があることから、当該上限を撤廃することとしたい。

（3）特認基準

別紙のとおり

2　農業生産条件の不利性を示すデータ

―

3　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

―

接受
22.6.21
近畿農政局

別紙

京都府における特認基準について

1　特認基準

８法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。

８法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。

(1)　８法地域に地理的に接する地域の農地（地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。）

(2)　農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の３の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）

(3)　三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと

ア　農林業従事者割合が10％以上または農林地率が75％以上

イ　ＤＩＤ（人口集中地区）からの距離が30分以上

ウ　人口の減少率（平成12年～17年）が3.5％以上でかつ、人口密度150人／ｋ㎡未満であること

(4)　次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと

ア　傾斜農地（田1/100以上、畑８度以上）

イ　自然条件により小区画・不整形な水田

ウ　高齢化率（65歳以上の農業従事者が40％以上）・耕作放棄率（田で８％以上、畑で15％以上）の高い農地

特認基準新旧対照表

新	旧
Ⅰ　特認基準　（略） (1)　（略） (2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の（2）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。） (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア　（略） イ　（略） ウ　人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人／k㎡未満であること (4) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと ア　傾斜農地（田1/100以上、畑8度以上） イ　自然条件により小区画・不整形な水田 ウ　高齢化率（65歳以上の農業従事者が40％以上）・耕作放棄率（田で8％以上、畑で15％以上）の高い農地	Ⅰ　特認基準 8法地域以外においても、自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることから、一定の基準（特認基準）を次のとおり定め、中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地とする。 8法地域以外の農地であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農地であること。 (1) 8法地域に地理的に接する地域の農地 （地域区分は旧市町村単位未満の規模とする。） (2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成13年11月30日付け13統計第956号）の3の（2）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。） (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア　農林業従事者割合が10％以上または農林地率が75％以上 イ　ＤＩＤ（人口集中地区）からの距離が30分以上 ウ　人口の減少率（平成7年～12年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人／k㎡未満であること (4) 各市町村における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。）の5％を上限とする次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと ア　傾斜農地（田1/100以上、畑8度以上） イ　自然条件により小区画・不整形な水田 ウ　高齢化率（65歳以上の農業従事者が40％以上）・耕作放棄率（田で8％以上、畑で15％以上）の高い農地

近整第 519 号
平 22.6.16 成
近畿農政局

（参考様式第１号）

総　農　第１１３０号
平成２２年６月１４日

農林水産省農村振興局長　殿
（近畿農政局長経由）

兵庫県知事印

兵　庫　県　知　事

兵庫県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1　特認基準

(1) 必要性

８法（本県の場合４法）指定地域以外にも自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があり、取組希望もあることから、第２期に引き続いて特認基準を設定する。

なお、第２期対策において取り組んできた地域で農林統計の地域類型区分により対象外となる地域があるが、引き続き厳しい状況であるため、支援する必要があることから経過措置を実施する。

(2) 特認基準（案）

別紙１のとおり

2　自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

別紙２のとおり

接受
22.6.16
近畿農政局

別紙１

特認基準（案）

４法指定地域外において、１の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域のうち２の要件を満たす農用地を対象とする。

なお、(4)については第３期（平成22年度～平成26年度）の期間に限る。

１　対象地域

(1)　４法指定地域に地理的に接する農地（地域区分はセンサス集落単位とする）

(2)　農林統計上の中間・山間農業地域（地域区分は旧市町村単位とする。）

(3)　三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域

ア　農林業従事者割合が10％以上または農林地率が75％以上

イ　ＤＩＤからの距離が30分以上

ウ　人口の減少率（平成12年～17年）が3.5％以上で、かつ人口密度が150人／ｋ㎡未満

(4)　第２期（平成17年度～平成21年度）において(1)～(3)により対象となっていた地域で協定締結していた農地（ただし、平成21年度共同取組活動への充当実績が90％以上であった地域に限る。）

２　対象農地

急傾斜農地（田：１／２０以上、畑１５度以上）

特認基準新旧対照表

新	旧
４法指定地域外において、１の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域のうち２の要件を満たす農用地を対象とする。 なお、(4)については第３期（平成 22 年度～平成 26 年度）の期間に限る。 １　対象地域 (1)　４法指定地域に地理的に接する農地（地域区分はセンサス集落単位とする） (2)　農林統計上の中間・山間農業地域（地域区分は旧市町村単位とする。） (3)　三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上 イ　ＤＩＤからの距離が 30 分以上 ウ　人口の減少率（平成 12 年～17 年）が 3.5%以上で、かつ人口密度が 150 人／ｋ㎡未満 (4)　第２期（平成 17 年度～平成 21 年度）において(1)～(3)により対象となっていた地域で協定締結していた農地（ただし、平成 21 年度共同取組活動への充当実績が 90%以上であった地域に限る。） ２　略	４法指定地域外において、１の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域のうち２の要件を満たす農用地を対象とする。 １　対象地域 (1)　４法指定地域に地理的に接する農地（地域区分はセンサス集落単位とする） (2)　農林統計上の中間・山間農業地域（地域区分は旧市町村単位とする。） (3)　三大都市圏の既成市街地に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域 ア　農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上 イ　ＤＩＤからの距離が 30 分以上 ウ　人口の減少率（平成７年～12 年）が 3.5%以上で、かつ人口密度が 150 人／ｋ㎡未満 ２　対象農地 急傾斜農地（田：１／２０以上、畑１５度以上）

■自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

指標	県	4法指定地域	現特認地域（第2期実施集落）	三木市（旧三木市）	三木市※（吉川町含む）	口吉川（旧村単位）	口吉川（実施集落）	備考
①総面積(km²)	8394.92	5342	84.51	120.13	176.58	18.65	14.02	2005農林業センサス（都道府県別統計農山村地域調査）
②林野面積(ha)	562,626	428,397	4,836	4,863	7,380	795	627	2005農林業センサス（都道府県別統計農山村地域調査）
③耕地面積(ha)	77,300	33,519	1,305	1,884	3,150	377	287	H17農林水産関係市町村別データ(年産) 2005農林業センサス（都道府県別統計農山村地域調査）等
④人口	5,590,601	551,452	13,509	75,087	84,361	1,988	1,440	H17国勢調査
⑤高齢者人口（65歳以上）	1,108,564	147,703	3,733	15,856	18,103	561	405	H17国勢調査
⑥人口（15歳以上）	4,796,716	474,667	10,612	65,359	73,135	1780	909	H17国勢調査
⑦農業従事者数	180,730	79,961	3,560	5,023	7,600	894	639	2005農林業センサス（都道府県別統計農林業経営体調査）
⑧林業従事者数	15,815	11,597	63	11	15	2	2	2005農林業センサス（近畿農政局確認）
⑨農業従事者（65歳以上）	67,466	33,064	1,256	1,593	2,433	287	214	
林野率（②／①）	67.0%	80.2%	57.2%	40.5%	41.8%	42.6%	44.7%	
人口密度（人／km²）	666	103	160	625	478	107	103	
人口増減率（12年～17年）	0.7	−2.8	−3.0	−2.1	−2.0	−9.9	−10.2	
高齢化率（⑤／④）	19.8%	26.8%	27.6%	21.1%	21.5%	28.2%	28.1%	
農業従事者高齢化率（⑨／⑦）	37.3%	41.4%	35.3%	31.7%	32.0%	32.1%	33.5%	
農林業従事者割合（〔⑦＋⑧〕／⑥）	4.1%	19.3%	34.1%	7.7%	10.4%	50.3%	70.5%	
農林地率（〔②＋③〕／①）	76.2%	86.5%	72.7%	56.2%	59.6%	62.8%	65.2%	
DID						15分～30分	15分～30分	2005センサス

■共同取組活動への充当状況

	兵庫県全体	現特認基準	口吉川地区
交付総額（円）	858,092,874	40,114,717	10,100,517
共同取組活動充当額（円）	496,451,380	34,215,400	9,638,191
共同取組活動充当率	57.9%	85.3%	95.4%

農　振　第１９９号
平成２２年　６月　３日

農林水産省農村振興局長　殿
（中国四国農政局長経由）

岡山県知事　石　井　正　弘

岡山県における中山間地域等直接支払制度に係る特認基準について

中山間地域等直接支払制度における平成２２年度以降の特認基準について、別添のとおり提出します。

なお、特認基準の設定の考え方については、変更ないことを申し添えます。

接受
22.6.10
中国四国農政局

岡山県における知事が定める特認基準（第３期対策）

１　８法指定地域内

特認基準を定めない。

２　８法指定地域外

（１）地域基準

国のガイドラインのうち２要件（Ａ・Ｂ）のいずれかに該当する地域

Ａ：８法地域に地理的に接する農用地

Ｂ：農林統計上の中山間地域

（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年６月16日付け20統計第188号）の３の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。）

（２）農用地基準

急傾斜農用地とする。（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）

岡山県における特認基準について（２期・３期対照表）

第３期対策（平成２２～２６年度）	第２期対策（平成１７～２１年度）
１　８法指定地域内 特認基準を定めない。 ２　８法指定地域外 （１）地域基準 国のガイドラインのうち２要件（Ａ・Ｂ）のいずれかに該当する地域 Ａ：８法地域に地理的に接する農用地 Ｂ：農林統計上の中山間地域 （農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年６月16日付け20統計第188号）の３の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。） （２）農用地基準 急傾斜農用地とする。 （田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）	１　８法指定地域内 特認基準に含めない。 ２　８法指定地域外 （１）地域基準 次の国のガイドラインの３要件（Ａ・Ｂ・Ｃ）のいずれかに該当する地域 Ａ：８法地域に地理的に接する農用地 Ｂ：農林統計上の中山間地域 （農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成13年11月30日付け13統計第956号）の３の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。） Ｃ：次のアからウまでの要件を全て満たすこと ア　農林業従事者割合が10％以上または農林地率が75％以上 イ　DID（人口集中地区）からの距離が30分以上 ウ　人口の減少率（平成7～12年）が3.5％以上で、かつ、人口密度150人／km²未満であること （２）農用地基準 急傾斜農用地とする。 （田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地15度以上）

農　経　第１２号
平成２２年６月９日

農林水産省農村振興局長　様
（中国四国農政局長経由）

広　島　県　知　事
〒730-8511　広島市中区基町10-52
農業経営課

広島県における特認基準の変更について（提出）

このことについて，特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）の第3の12の(2)に基づき，下記関係書類を添えて提出する。

記

1　特認基準

（1）　必要性

国の基準により対象とならない農用地のうち，自然的・経済的・社会条件が5法指定地域に準ずる地域の中にあって，農業生産条件の不利な農用地については，その農業生産条件の不利性を直接補正する観点から，県特認基準を設ける必要がある。

（2）　特認基準

別紙1のとおり

（3）　特認基準設定の理由

別紙2のとおり

受
22.6.10
中国四国農政局

別紙１

中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準

特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。

５法地域以外の農用地にあって，ａ又はｂの要件を満たす地域の中でｃの要件を満たす農用地であること。

ａ　５法地域に地理的に接する農用地

ア　旧市町村（昭和25年２月１日現在）よりも狭い範囲において，５法地域と接している地域内の農用地

イ　アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1／2未満とする。）

ｂ　農林統計上の中山間地域

ア　平成２０年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域

イ　アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の1／2未満とする。）

ｃ　次のいずれかの要件を満たす農用地

ア　急傾斜農用地（傾斜度が田で１／２０以上，畑で１５度以上の農用地）

イ　自然条件により小区画・不整形な田

別紙２

特認基準設定の理由

１　地域性の要件について

①　「５法地域に地理的に接する農用地」については，５法地域内農用地と同様の農業生産条件であるため，その不利性を是正する観点から，対象にすべきと考えられること

②　「農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）」については，林野率，農林地率，農林業従事者率等から，自然的・経済的・社会条件が５法指定地域に準ずると考えられること

③　「①及び②の地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地」については，営農上の一体性要件が廃止され，1ha 未満の飛び地も交付対象となるよう制度改正されたため，①及び②の地域の農用地面積を超えない範囲（1／2 未満）で，協定締結により保全される農用地として対象とすべきと考えられること

２　農用地の不利性の要件について

次の理由から，５法内地域において全国的に対象となる農用地基準である「急傾斜」及び「自然条件により小区画・不整形な田」に限定する。

①　草地率の高い地域の草地については，本県に該当がない。

②　緩傾斜農用地を対象とした場合，特認の面積枠を超えることが予想される。

③　高齢化率・耕作放棄率の高い農地を対象とすることについては，市町の要望がない。

中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準の新旧対照表

改正案	現　行
中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準 特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農用地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。 ５法地域以外の農用地にあって，ａ又はｂの要件を満たす地域の中でｃの要件を満たす農用地であること。 ａ　５法地域に地理的に接する農用地 ア　旧市町村（昭和25年２月１日現在）よりも狭い範囲において，５法地域と接している地域の農用地 イ　アの農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の１／２未満とする。） ｂ　農林統計上の中山間地域 ア　平成２０年度に見直された農林統計に用いる地域区分における農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域または山間農業地域に区分されている地域 イ　アの地域の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地（ただし，当該農用地面積はアの農用地面積の１／２未満とする。） ｃ　次のいずれかの要件を満たす農用地 ア　急傾斜農用地（傾斜度が田で１／２０以上，畑で１５度以上の農用地） イ　自然条件により小区画・不整形な田	**中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準** 特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法に基づく指定地域以外の農地について，中山間地域等直接支払事業に係る特認基準を次のとおり設定する。 ８法地域以外の農地にあって，ａ又はｂの要件を満たす地域の中でｃの要件を満たす農地であること。 ａ　８法地域に地理的に接する農地 旧市町村よりも狭い範囲において，８法地域内と境界を接し，地形条件が連続している地域にある農地 この場合，地形条件が連続している地域にある農地とは，農地が８法地域内農地と連担している場合や８法地域内農地と同じ山に位置している場合等をいう。 ｂ　農林統計上の中山間地域 平成１２年世界農林業センサスにおける農業地域類型区分のうち，旧市町村単位で中間農業地域又は山間農業地域に区分されている地域 ｃ　次のいずれかの要件を満たす農地 ア　急傾斜農地（傾斜度が田で１／２０以上，畑で１５度以上の農地） イ　自然条件により小区画・不整形な田

別紙　不利性を示すデータ

重兼・貞重集落の農家数・高齢化率推移

（単位：戸，人，%）

	総農家数			販売農家数			高齢化率			世帯員男女計			世帯員65歳以上		
	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年	2000年	2005年	2010年
重兼1（東高屋村）	4	5	4	2	1	1	46.7	25.0	25.0	15	4	4	7	1	1
重兼2（東高屋村）	5	4	4	4	3	3	35.0	44.4	57.1	20	9	7	7	4	4
重兼集落計	9	9	8	6	4	4	40.0	38.5	45.5	35	13	11	14	5	5
貞重畑（東高屋村）	46	24	23	42	16	2	31.5	43.1	50.0	181	58	36	57	25	18

※　2010年のデータは東広島市独自調査（H22.3月調査）

【参考データ】（2005年センサスから）

（単位：人，%）

	高齢化率			世帯員男女計			世帯員65歳以上		
		2005年			2005年			2005年	
広島県		37.8			151,608			57,326	
広島県（中山間地域等）		38.1			125,261			47,719	

重兼・貞重集落における高齢化率は，広島県の中山間地域等の高齢化率より高く，社会的条件の不利地域と判断する。

中山間地域等直接支払事業（第3期対策）対象区域図

（平成22年3月26日現在）

過：過疎地域公示市町　　半：半島振興対策実施地域

山：振興山村指定地域　　農：特定農山村地域指定市町

離：離島振興対策実施地域

○：市町全対象　　◌：市町部分対象

5法指定地域

5法外で統計上の中山間地域

区域変更箇所

解除区域

追加区域

追加特認区域

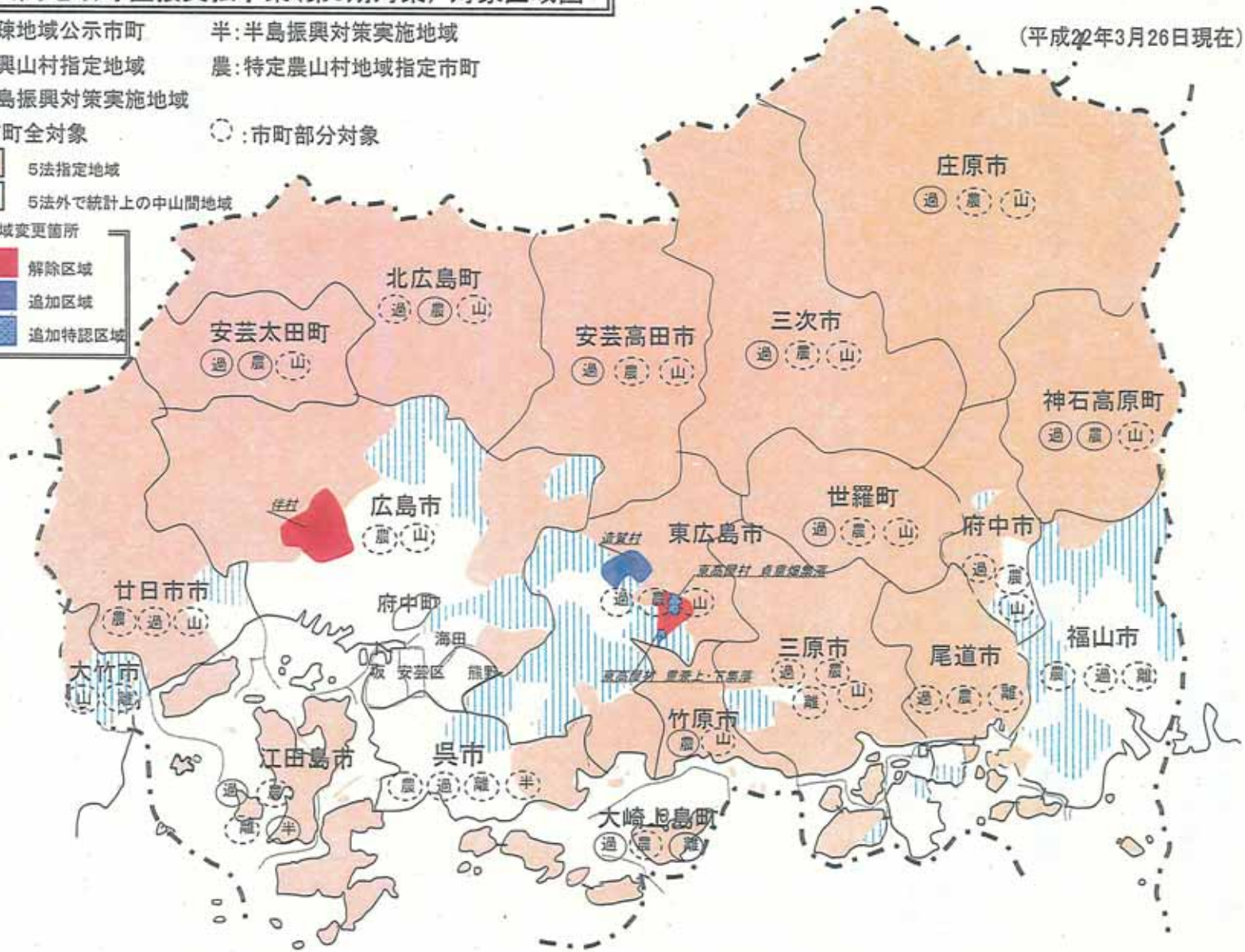

九整第790号
平 22.6.11 成
九州農政局

生産支　３７８　号
平成２２年６月３日

農林水産省農村振興局長　様
（九州農政局長経由）

佐賀県知事　古川　康

佐賀県知事印

佐賀県における特認基準の制定（変更）について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

別紙のとおり

（担当課　　生産者支援課）

接受
22.6.11
九州農政局

（別　紙）

1　特認基準

（１）特認基準

（地域の基準）

Ⅰ　「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす地域とする。

①　農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村

②　傾斜農用地（田1/100以上、畑等８度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）

（適用する農用地）

Ⅱ　「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする

①　急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）

②　次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等８度以上）

ア　急傾斜農用地と連担している場合

イ　高齢化率及び耕作放棄率が高い場合
（高齢化率：30％以上、耕作放棄率：田５％以上、畑等10％以上）

ウ　緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

（２）特認の必要性

本県では、20市町村のうち15市町村（一部指定を含む）が８法指定地域内にあるが、８法指定外にあっても、自然的・経済的・社会条件が不利な地域があり、このような地域では、耕作放棄の発生が懸念されることから、特認地域を設定する必要がある。

（３）特認基準を設定する理由

上記（２）の特認の必要性を鑑み、引き続き特認基準を設定する必要があるため。

特認基準の変更（案）

佐　賀　県

変　　更　（案）	現　　行
（地域の基準） Ⅰ　「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす地域とする。 ①　農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村 ②　傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等８度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する） 【削除】	（地域の基準） Ⅰ　「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる①、②、又は③のいずれかを満たす地域とする。 ①　農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村 ②　傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等８度以上）を有し、法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する） ③　①および②以外の地域で、「過疎地域自立促進特別措置法」附則第５条第１項に規定する特定市町村内にあって、次の要件を満たす地域（センサス集落） ア　農業従事者割合が県平均（16.2%）以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域 イ　ＤＩＤ地区（人口集中地区）を含まない地域 ウ　人口減少率が３．５％以上の旧市町村内にある地域
（適用する農用地） Ⅱ　「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする ①　急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上） ②　次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等８度以上） ア　急傾斜農用地と連担している場合 イ　高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 （高齢化率：30 %以上、耕作放棄率：田５%以上、畑等 10 %以上） ウ　緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合	（適用する農用地） Ⅱ　「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする ①　急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上） ②　次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等８度以上） ア　急傾斜農用地と連担している場合 イ　高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 （高齢化率：30 %以上、耕作放棄率：田５%以上、畑等 10 %以上） ウ　緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

（参考様式第１号）

農政第２９０号
平成２２年６月１０日

農林水産省農村振興局長　殿
（地方農政局長経由）

熊本県知事　蒲島　郁夫

熊本県における特認基準の制定（変更）について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

１　特認基準
　別紙１のとおり

２　農業生産条件及び自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ
　別紙２のとおり

22九整第790号
接受
22.6.11
九州農政局

（別紙１）

１　特認基準を変更する理由及び必要性

熊本県においては、８法内地域と同様に耕作放棄地の発生の懸念の大きい自然的・社会的・経済的不利、生産条件が不利な８法地域以外地域に対し、国のガイドラインを踏まえ、平成１２年度より特認基準を次のとおり設定し、集落による取組を支援してきた。

○　８法内特認

特認は設けない。

○　８法外特認

国のガイドラインを踏まえて次のとおりとする。

対　象　地　域	対　象　農　用　地
次のいずれかに該当する地域 a　８法地域に地理的に接する農地 b　農林統計上の中山間地域 （中間農業地域または山間農業地域）	急傾斜農地 （田：1/20以上、畑：15度以上） ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

しかし、平成２０年６月１６日の農林統計に用いる地域区分の改正に伴い、一部地域が特認指定地域から外れることとなった。

これらの地域では、高齢化が進行するとともに、５法地域と同等以上の農業生産条件の不利性があり、また制度を前提とした農村維持システムが定着していることから、制度が活用できない場合には、耕作放棄地の発生による多面的機能の低下や集落機能の著しい低下が懸念される。

このため、これらの地域を引き続き特認指定地域とすることにより、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、これまでの取組を生かし、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

2 特認基準

○ ８法内特認
特認は設けない。

○ ８法外特認
次のとおりとする。

対　象　地　域
次のいずれかに該当する地域 a　８法地域に地理的に接する農地 b　農林統計上の中山間地域 （中間農業地域または山間農業域） c　傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい、と市町村長が認める地域で、次の（ａ）～（ｃ）の要件を全て満たす地域 （ａ）農業従事者割合が１０％以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域（旧市町村） （ｂ）DIDを含まない地域（旧市町村） （ｃ）前対策で特認地域に指定されていた地域（旧市町村）

対　象　農　用　地
急傾斜農地 （田：1/20以上、畑：15度以上） ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

（補足説明）
対象地域のａ「８法地域に地理的に接する農地」とは、８法地域内の交付金支給対象農地と連担している一団の農地で、８法内側農地と営農上一体的な管理が必要な農地をいう。

(別紙2)農業生産条件及び自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

○農業従事者割合は、熊本県全体平均よりかなり高くなっており、5法地域と同様、農業が地域における重要な経済活動を担っている。
○一方で高齢化の進展等による農業従事者の減少が急激に進んできており、農村地域の維持のため、これまで以上に支援が必要となっている。

①農業従事者割合(※1)　(H17現在)

	農業従事者数	15歳以上の人口	農業従事者割合
熊本県	153,986	1,576,369	9.8%
5法地域	87,548	538,480	16.3%
河内町(熊本市)	1,614	4,468	36.1%
芳野村(熊本市)	832	1,980	42.0%
清泉村2-2(菊池市)	73	234	31.2%
豊野村(宇城市)	955	4,259	22.4%
宮原町(氷川町)	321	3,987	8.1%
木上村(錦町)	752	2,698	27.9%

②農業従事者数の減少率(※2)

	① 2000	② 2005	減少率
熊本県	184,954	153,986	16.7%
5法地域	101,755	87,548	14.0%
河内町(熊本市)	1,760	1,614	8.3%
芳野村(熊本市)	958	832	13.2%
清泉村2-2(菊池市)	76	73	3.9%
豊野村(宇城市)	1,168	955	18.2%
宮原町(氷川町)	402	321	20.1%
木上村(錦町)	888	752	15.3%

【参考】高齢化率(※3)　(H17現在)

	65歳以上の人口	総人口	高齢化率
熊本県	437,244	1,842,233	23.7%
5法地域	184,074	623,108	29.5%
河内町(熊本市)	1,638	5,024	32.6%
芳野村(熊本市)	715	2,237	32.0%
清泉村2-2(菊池市)	71	270	26.3%
豊野村(宇城市)	1,470	4,861	30.2%
宮原町(氷川町)	1,343	4,567	29.4%
木上村(錦町)	793	3,207	24.7%

(※1)(当該旧市町村の区域に係る農業従事者数)÷(当該旧市町村の区域に係る15歳以上の人口)×100(%)
農業従事者数＝自営農業に従事した世帯員数(15歳以上、年間1日以上従事)

(※2)(2000年の農業従事者数－2005年の農業従事者数)÷(2000年の農業従事者数)×100(%)により算出

(※3)(当該旧市町村の区域に係る65歳以上の人口)÷(当該旧市町村の区域に係る総人口)×100(%)により算出